

こども文教委員会 案件一覧

(令和7年4月15日開催分)

○所管事務報告 6件

部局	報告順	件 名	資料番号	説明者(所管課長名)
共通	1	「馬込地区公共施設整備」に係る基本構想（案）について	1	杉村 大田図書館長 青木 子育て支援課長 神谷 こども未来部副参事（子育て施設基盤整備担当）
教育委員会	2	令和7年度大田区地域開放事業委託事業者の選定結果について	1	八木 教育総務部副参事（教育地域力担当）
	3	（仮称）大田区特別支援教育推進計画（素案）に関する区民意見公募（パブリックコメント）の実施結果及び大田区特別支援教育推進計画の策定について	2	八木 学務課長
	4	令和7年度部活動管理運営等業務委託事業者の選定結果について	3	長岡 学校支援担当課長
	5	つばさ調布教室の開室について	4	早田 教育センター所長
こども未来部	6	（仮称）上池台二丁目複合施設（洗足区民センター）基本計画（案）について	1	青木 子育て支援課長

「馬込地区公共施設整備」に係る基本構想（案）【概要版】

こども文教委員会 令和7年4月15日	
教育委員会事務局 こども未来部	資料1番
所管	大田図書館 子育て支援課 保育サービス課

整備計画とコンセプト

馬込地区の公共施設については、昭和44年度築の「馬込区民センター」をはじめ、昭和45年度築の「馬込図書館」など、数多くの施設が更新の時期を迎えている。

本構想は、こうした施設の更新を契機とし、周辺施設の再配置も視野に入れるなど、「大田区公共施設等総合管理計画（令和4年3月改訂）」に基づきながら、地域ごとのまちづくりを見据え、効果的・効率的な施設マネジメントによって「区民サービスの維持・向上」を目指すもの。

整備対象施設

本構想では、老朽化が著しい昭和46（1971）年度以前に建築された「旧旧耐震」の建物を中心に、その周辺施設を整備対象とする。

なお、本構想に位置付けの無い施設についても、施設ごとの状況を踏まえ、計画的な「施設の保全」に努めるとともに、必要に応じて整備を進めていく。

○中馬込地区（二丁目・三丁目周辺）

施設名	敷地面積	延床面積 （※現施設）	用途地域 （※建築率・容積率）	建築年度
馬込図書館	868 m ²	1,608 m ²	近隣商業地域 (80%・300%)	昭和45年
馬込特別出張所	895 m ²	856 m ²		昭和60年
馬込保育園	1,773 m ²	818 m ²	第一種中高層住居専用 地域 (60%・200%)	昭和60年
馬込文化センター	950 m ²	1,208 m ²	第一種住居地域 (60%・300%)	昭和54年

○南馬込地区（四丁目・五丁目周辺）

馬込区民センター	1,496 m ²	1,298 m ²	第一種低層住居 専用地域 (50%・100%)	昭和44年
南馬込四丁目児童館		224 m ²		
みなみまごめ保育園	1,032 m ²	936 m ²		昭和42年
郷土博物館	2,199 m ²	2,097 m ²		昭和53年

コンセプト（案）

1 幅広い世代が利用しやすい環境づくり

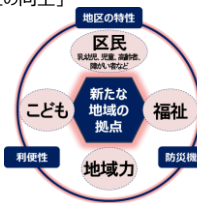
- こどもから大人まで「気軽に訪れ、地域交流ができる」場所づくり
- アクセシビリティの向上（高低差の解消）をはじめ、誰もが利用しやすい施設づくり
- 利用実態などを踏まえた「施設機能の再編」と「利便性の向上」

2 「歴史・文化・自然」など 地区の特性に合った施設づくり

- 「馬込文士村」を身近に感じることのできる機会の創出
- 「景観」を生かすとともに「環境に配慮」した施設の整備

3 災害時に備えた防災拠点機能の強化

- 安全・安心なまちづくりの推進
- 災害を想定した機能の充実

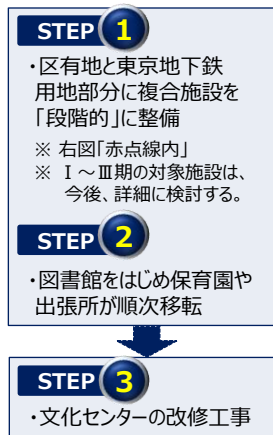


整備内容（中馬込）

中馬込地区では、区有地に隣接する「東京地下鉄用地（約1,278m²）」を活用することにより、可能な限り「仮設建物を建築しない」など、「整備コストの縮減」をはじめ、工事期間中における「継続した区民サービスの提供」を目指している。具体的には、区有地と東京地下鉄用地を活用し、出張所、保育園、図書館からなる「新・複合施設」を整備する。

文化センターについては、別途、改修時期等を検討することとし、工事期間中は「一時休館」とする予定。

工事ステップ



複合施設を整備する場合のメリット

なお、中馬込地区の公共施設の「整備手法」には、出張所や保育園を「改修」し、図書館のみを「新築」とするといった選択肢があるが、この場合、出張所や保育園の改修期間中に、「仮設運営建物」が必要となるなど以下の課題が発生する。

- ◆ 出張所の仮設運営に伴う「文化センター」の休館
- ◆ 保育園の仮設運営に伴う「仮設運営建物」の建設
- ◆ 建築年度が古い図書館の対応が遅延

「複合施設」の整備により、上記「課題の解決」に加え、以下の「メリット」を見込むことができる。

- ◆ 出張所・保育園の「仮設建物での運営期間」の解消
- ◆ 東京地下鉄用地から出張所・保育園部分の坂道の移動の円滑化（高低差の解消）
- ◆ 施設来館者の「交流と賑わい」の創出
- ◆ 新築建物を整備することによる「ZEB基準」の実現

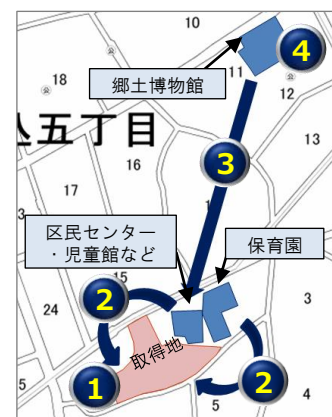
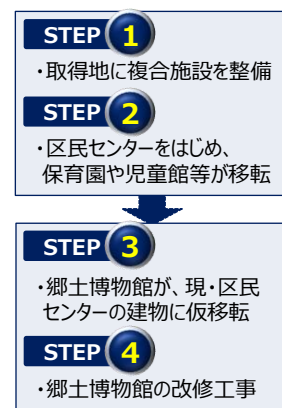
整備内容（南馬込）

南馬込地区では、令和3年に「取得した用地（約3,554m²）」を活用し、区民センター、保育園、児童館に加え、サテライト図書館（閲覧スペースや貸出窓口を備える小規模なスペース）などからなる「新・複合施設」を整備する。なお、上池台障害福祉会館馬込分場については、本館への機能統合に向けた検討を進める。

郷土博物館については、別途、改修時期を検討することとし、工事期間中は区民センターの建物に仮移転する予定。

また、現在の区民センター及び保育園の跡地については、将来の行政需要などを踏まえ、今後活用方法を検討する。

工事ステップ



スケジュール

今後は、「基本計画」の策定をはじめ、「設計」や「工事」などの取組を進めていく。なお、近年、働き方改革関連法などへの対応に伴い、「工事期間」が「長期化」している。このため、具体的な期間は、「設計」の段階で詳細に検討する。

令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度以降 (2029)
計画		設計		新築工事

上記スケジュールは、「中馬込」と「南馬込」の両地区共通のもの。両地区での新築工事の終了後、「馬込文化センター」や「郷土博物館」など、「改修」が必要な施設の工事に着手する。

馬込地区公共施設整備

に係る基本構想

(案)

令和 7 年 3 月

大田区

目次

1. はじめに	3
コラム「基本構想」とは	5
2. 地区の特性.....	6
3. 整備対象施設	8
4. 整備コンセプト・取組の視点	9
中馬込地区の整備概要（案）	10
コラム「ZEB ^{ゼフ} 」とは.....	11
南馬込地区の整備概要（案）	13
5. 両地区のスケジュール概要（案）	14
コラム 回遊性の向上に向けた「多様な交通手段」への取組	15

1. はじめに

はじめに

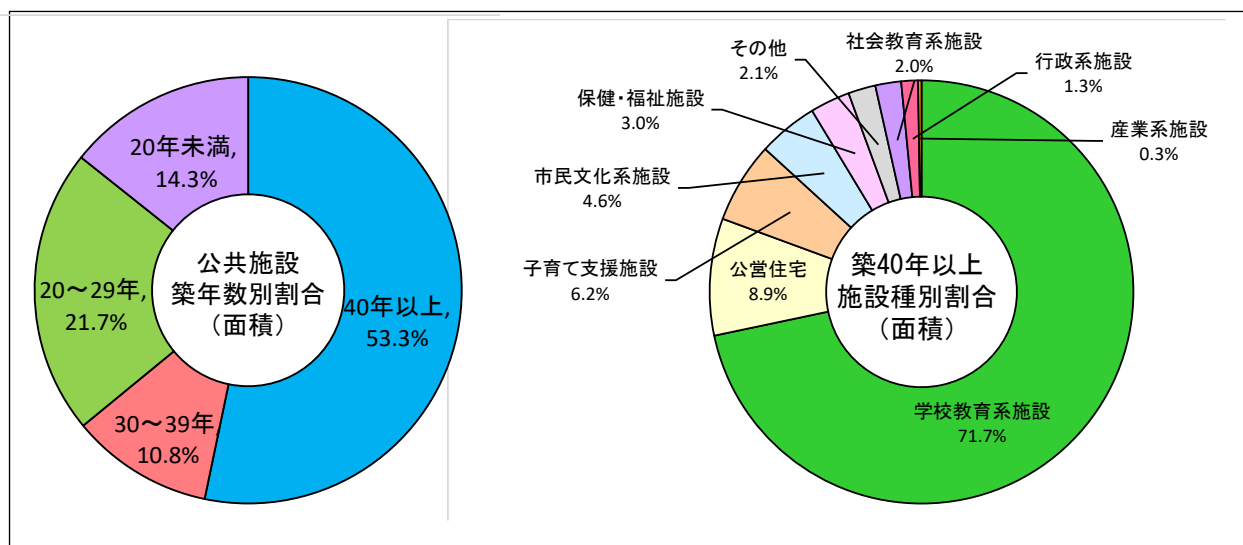
本基本構想については、馬込地区の老朽化した公共施設の更新に当たり、基本的な方向性を定めるものです。区では、公共施設の整備と合わせ、区民や来街者を惹きつける「魅力あるまちづくり」を進めることで、馬込地区の発展を目指しております。

公共施設の状況

区が保有する公共施設は、昭和 30 年代から 50 年代にかけて集中的に整備されてきました。令和 4 年現在において、約 570 施設、延床面積約 127 万㎡の公共施設のうち、約 65 万㎡（約 53%）が築 40 年以上を経過するなど、老朽化が進行しております。

区では、こうした現状や新しい行政需要（バリアフリー、少子高齢化、環境負荷低減等）を踏まえながら、『大田区公共施設等総合管理計画（令和 4 年 3 月改訂）』に基づき、効果的・効率的な施設マネジメントに取り組んでおります。

【図 1】 築年別の整備状況



出典：大田区公共施設等総合管理計画（令和 4 年 3 月）

総量抑制

社会情勢の変化による床面積の増加や、施設の老朽化への対応に伴う更新費用の増加を踏まえ、区では、『大田区公共施設適正配置方針（平成 28 年 3 月）』において、2060（令和 42）年度までに公共施設の延床面積を概ね 1 割程度削減することを目標として掲げております。

このような中でも、区は、公共施設の利便性の一層の向上に努めるなど、効果的・効率的な施設マネジメントによる区民サービスの維持・向上の実現を目指しております。

上位計画における馬込地区の取組

『大田区公共施設等総合管理計画』（令和4年3月改訂）において、馬込地区の取組については、以下のとおり整理しております。

馬込地区

◇整備計画

- ・馬込第三小学校及び複合施設
 《令和11年度竣工予定》
- ・馬込東中学校 《計画中》
- ・馬込小学校
 《令和5年度増築工事着手予定》

◇更新の検討を要する主な公共施設

- ・馬込区民センター（昭和44年度築）
- ・南馬込四丁目児童館（昭和44年度築）
- ・馬込図書館（昭和45年度築）
- ・郷土博物館（昭和53年度築）
- ・馬込文化センター（昭和54年度築）

◇周辺の公共施設

- ・南馬込児童館（昭和51年度築）
- ・馬込特別出張所（昭和60年度築）
- ・馬込保育園（昭和60年度築）

◇取り組みの視点

- ・老朽化した施設の更新を契機とし、周辺施設の再配置も視野に入れ、馬込地区の特性に合った施設整備を検討する。
- ・図書館のあり方や将来像を見据えた検討を行う。
- ・区民センター・文化センターのあり方や将来像を見据えた検討を行う。
- ・各学校の特色や敷地・周辺環境を踏まえた整備を行い、学校教育活動の一層の向上を目指す。
- ・郷土博物館について教育的な効果も含め立地場所や展示内容の検討を行うことで、区民還元や観光資源としての価値向上を図り、回遊性向上を目指す。
- ・子ども・子育て支援新制度を踏まえ、放課後の児童の安全・安心な居場所づくり事業を推進する。
特別出張所と地域包括支援センターの複合化等による地域力の推進拠点づくりを検討する。
高齢者に対する相談機能、元気維持・介護予防機能等の充実を図る。



出典：大田区公共施設等総合管理計画（令和4年3月改訂）

コラム 「基本構想」とは

本基本構想では、老朽化した施設の整備を契機とし、地域特性や新しい行政需要等を踏まえるなど、地域全体を俯瞰的に捉え、整備を進める公共施設を位置付けます。さらに、設計や竣工後の運営段階までを貫く基本的な考えであるコンセプトを定めます。

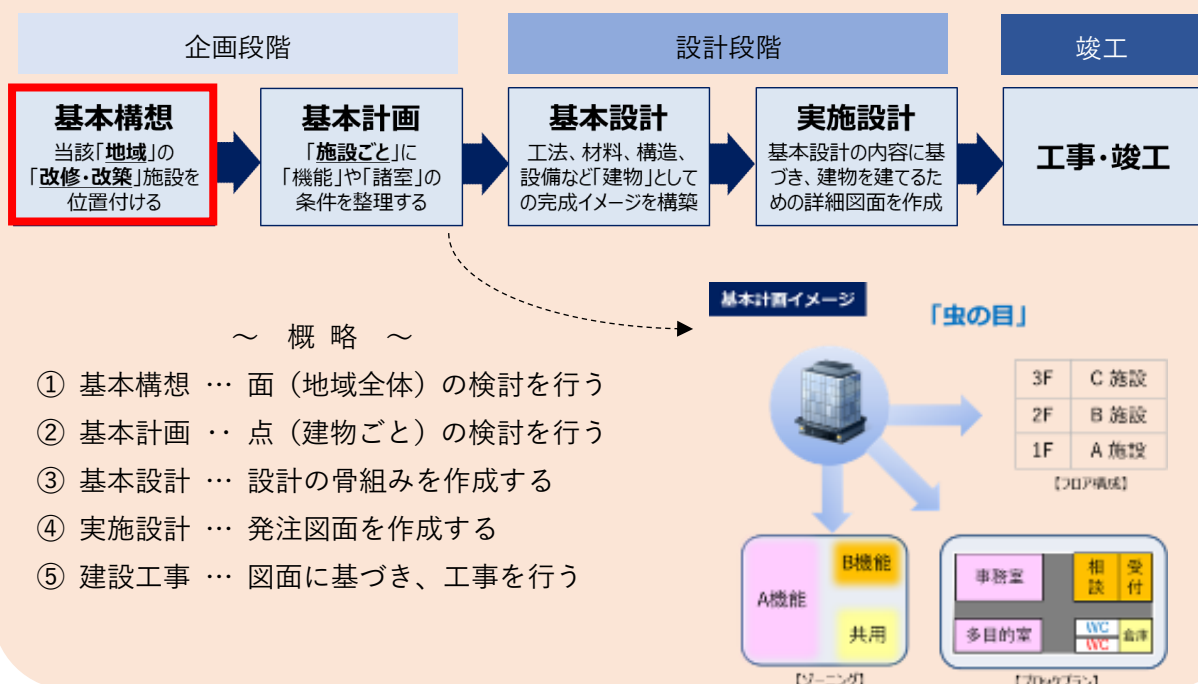
※施設内の具体的な機能などについては、次の取組である「基本計画」で検討いたします。

【図2】 本基本構想（整備を進める公共施設）のイメージ



【図3】 施設整備までの取組

基本構想は、公共施設整備を進める際の一番はじめの取組です。



2. 地区の特性

馬込地区の特性

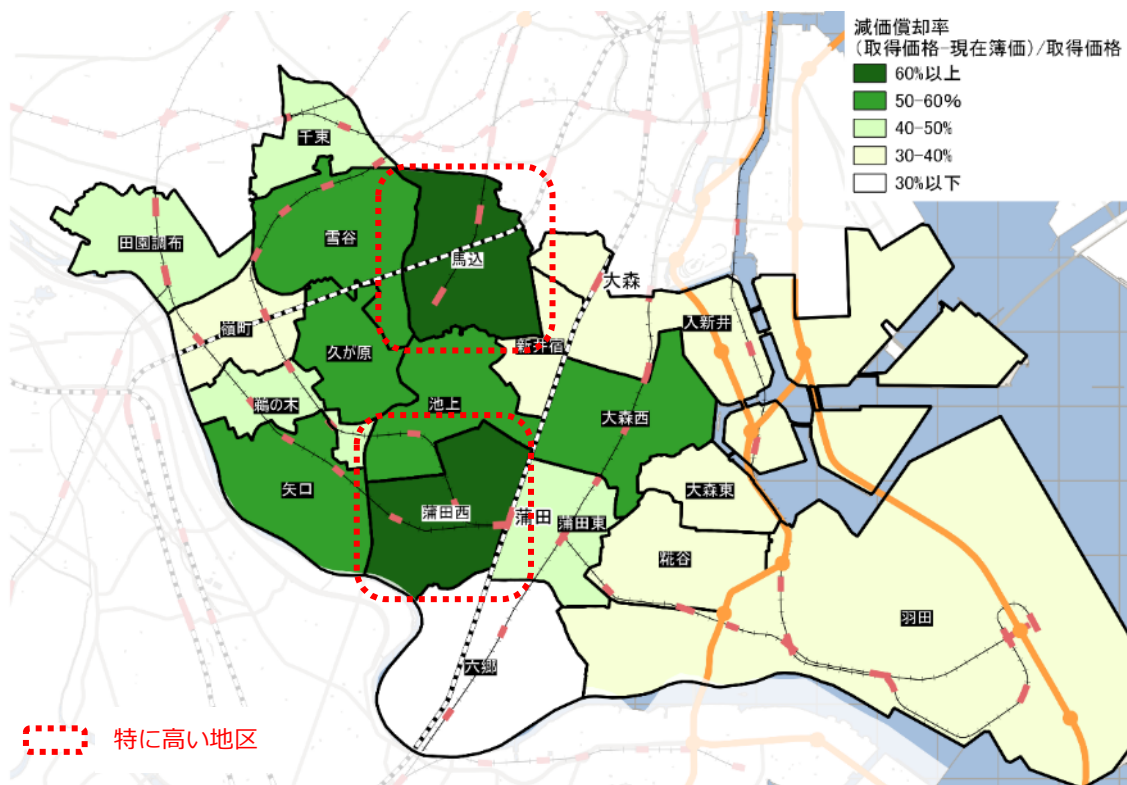
馬込地区は、起伏に富んだ地形で大部分が閑静な住宅地であり、農業を営む生産緑地も点在しております。

『大田区都市計画マスタープラン（令和4年3月）』の馬込・池上地域の都市づくり方針では、「池上本門寺をはじめとする歴史文化資源や緑豊かな自然環境を維持・保全し、落ち着いた住宅地を形成するとともに、区民や来街者が訪れやすく快適に過ごせる都市づくりを進める」ことが求められております。また、多くの文士や芸術家が住んでいた地域でもあり、「博物館」や「記念館」など、歴史・文化の観光資源と公共施設や商店街などのネットワークを強化し、地域の回遊性の向上とにぎわいの創出を図るとともに、公共施設の効果的・効率的な配置を進めることで、区民や来街者を惹きつけることが求められております。

馬込地区の公共施設の状況

公共施設の老朽度合いを18特別出張所管内別でみると、馬込地区は、減価償却率（減価償却率が高いほど、老朽化が進んでいる）が特に高い地区となります。

【図4】公共施設の減価償却状況

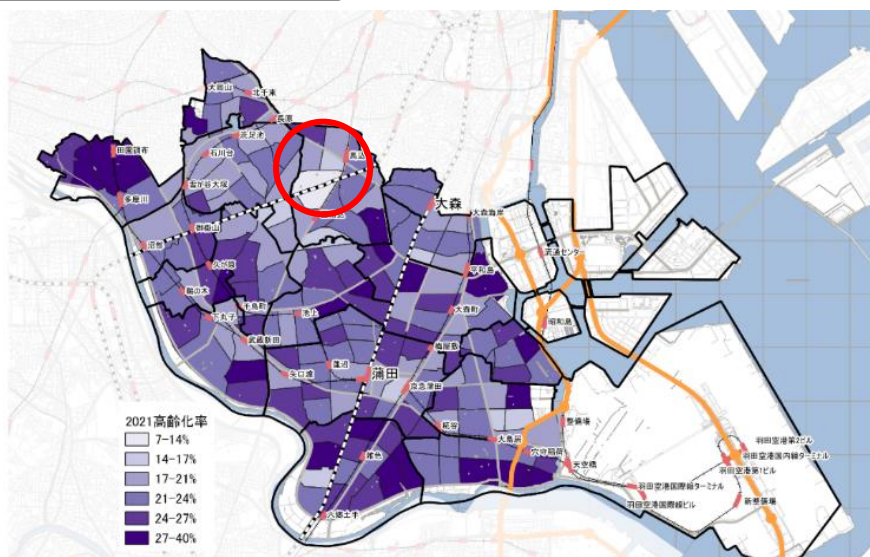


出典：大田区公共施設等総合管理計画（令和4年3月）

馬込地区の高齢化率

区内全域では、住宅地を中心に高齢化が進展していますが、流入人口が多い馬込地区では高齢化率が低くなっております。

【図5】区内の高齢化率



出典：国土交通省国土数値情報、住民基本台帳（2021（令和3）年1月1日）

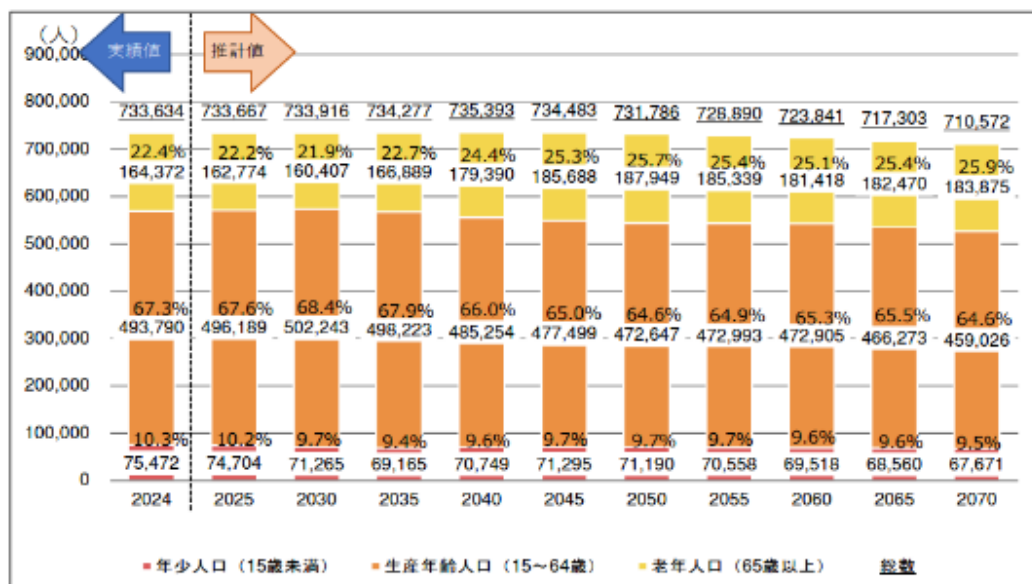
区の将来人口推計

区では、新たに2070（令和52）年までの将来人口を推計いたしました。2040年代半ばからは、少子多死による自然減の拡大により人口が緩やかに減少しますが、長期的には70万人の人口規模を維持します。

なお、馬込地区がある大森地域の特徴として、年少人口については、他の地域と比べ、減少の割合が緩やかであることが見込まれております（2024年：25,777人⇒2070年：25,745人）。

※詳細は「大田区将来人口推計（令和6年4月）の概要：年少人口（0-14歳）__地区別（基本推計）」参照

【図6】将来人口推計（区全体）



出典：大田区将来人口推計（令和6年4月）の概要

3. 整備対象施設

基本的な考え方

区では、『大田区公共施設個別施設計画（令和3年3月）』に基づき、昭和46（1971）年度以前に建築された「旧耐震基準」の建物は、原則、「新築（建替え）」とし、それ以外の建物については、築年数に応じて「改修」するなど、計画的に公共施設の整備を行っております。

この考え方を踏まえ、馬込地区における整備対象施設は、「馬込図書館」と「馬込区民センター」を中心とするとともに、周辺施設の再配置も視野に入れて検討しております。なお、本基本構想に位置付けの無い施設についても、施設ごとの状況を踏まえ、計画的な「施設の保全」に努めるとともに、必要に応じて「整備」を進めてまいります。

【表1】中馬込地区の対象建物概要一覧

	馬込図書館	馬込特別出張所	馬込保育園	馬込文化センター
敷地面積	868 m ²	895 m ²	1,773 m ²	950 m ²
延床面積	1,608 m ²	856 m ²	818 m ²	1,208 m ²
築年度	昭和45年	昭和60年	昭和60年	昭和54年
用途地域	近隣商業地域/準住居地域/第一種住居地域	近隣商業地域/ 第一種中高層住居専用地域	第一種中高層住居専用地域	第一種住居地域
建蔽率	80%/60%	80%/60%	60%	60%
容積率	300%	300%/200%	200%	300%
高度地区	第三種高度地区 最低限高度地区	第三種高度地区/ 第二種高度地区	第二種高度地区	第三種高度地区
日陰規定	5h-3h/4m	5h-3h/3h-2h/4m	3h-2h/4m	5h-3h/4m
防火指定	準防火地域/防火地域	準防火地域	準防火地域	準防火地域

【表2】南馬込地区の対象建物概要一覧

	馬込区民センター※	みなみまごめ保育園	郷土博物館
敷地面積	1,496 m ²	1,032 m ²	2,199 m ²
延床面積	1,880 m ²	936 m ²	2,097 m ²
築年度	昭和44年	昭和42年	昭和53年
用途地域	第一種低層住居専用地域	第一種低層住居用地	第一種低層住居専用地域
建蔽率	50%	50%	50%
容積率	100%	100%	100%
高度地区	第一種高度地区	第一種高度地区	第一種高度地区
日陰規定	4h-2.5h（1.5）	4h-2.5h（1.5）	4h-2.5h（1.5）
防火指定	準防火地域/新防火地域	準防火地域/新防火地域	準防火地域/新防火地域

※ 「南馬込四丁目児童館」、「上池台障害福祉会館馬込分場」を含む

4. 整備コンセプト・取組の視点

整備コンセプト

① 幅広い世代が利用しやすい環境づくり

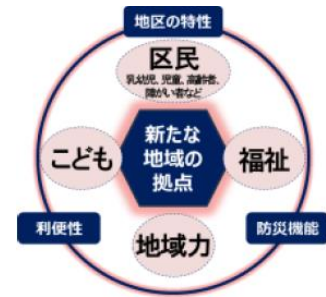
- ⇒ こどもから大人まで「気軽に訪れ、地域交流ができる」場所づくり
- ⇒ アクセシビリティの向上（高低差の解消）をはじめ、誰もが利用しやすい施設づくり
- ⇒ 利用実態などを踏まえた「施設機能の再編」と「利便性の向上」

② 「歴史・文化・自然」など地区の特性に合った施設づくり

- ⇒ 「馬込文士村」を身近に感じることのできる機会の創出
- ⇒ 「景観」を生かすとともに「環境に配慮」した施設の整備

③ 災害時に備えた防災拠点機能の強化

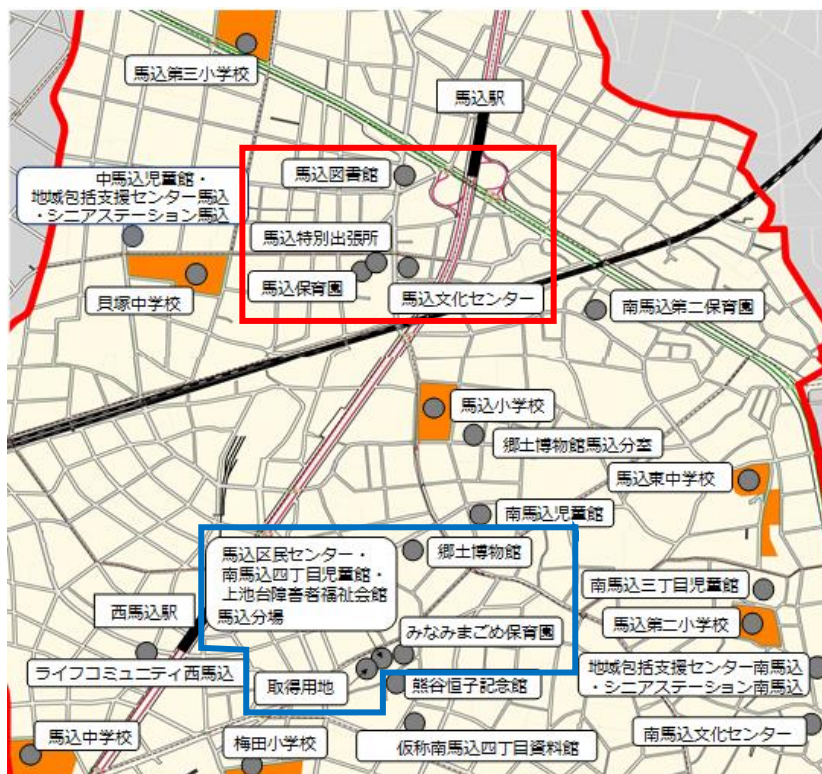
- ⇒ 安全・安心なまちづくりの推進
- ⇒ 災害を想定した機能の充実



2つのエリア設定

馬込地区の中で、特に老朽化している馬込図書館（中馬込）、馬込区民センター（南馬込）を中心に、「中馬込地区」（図7 赤枠）と「南馬込地区」（図7 青枠）のエリアを設定し、それぞれにおいて検討を進めております。

【図7】現況配置図



中馬込地区の整備概要（案）

区では、令和6年9月に、東京地下鉄（株）との間で『財産交換に係る基本協定』を締結いたしました。この協定に基づき、今後、「馬込図書館の土地」と「東京地下鉄（株）用地（約1,278㎡）」を交換する予定であることから、本基本構想では、この土地交換を前提に整備プランの検討を進めております。

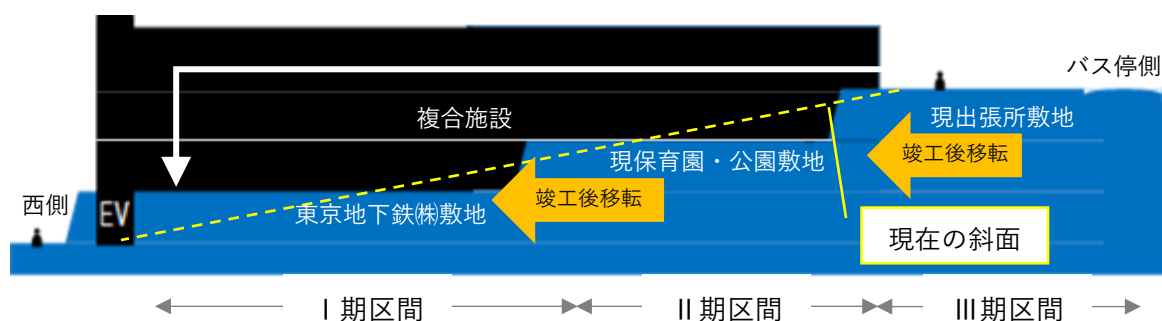
中馬込地区の整備においては、この区有地に隣接する「東京地下鉄（株）用地」を活用することにより、数多くのメリットがあると考えております。例えば、両敷地をまたいで新築の建物を整備することで、建物内の移動により、「坂道の移動が円滑化（高低差を解消）」できる点や、「ZEB基準」などにより環境に配慮した建物の整備が実現できます。さらに、敷地全体を活用して工事を段階的に実施するなど「仮設建物を建築しない」ことにより、「整備費用の縮減」や工事中においても現在の建物にて「継続した区民サービスの提供」を目指します。

このように、中馬込地区では、隣接する土地を活用して馬込特別出張所、馬込保育園、馬込図書館からなる「新・複合施設」を整備するプランを検討しております。なお、新・複合施設においては、馬込地区に多くの文士や芸術家が住んでいたことを踏まえ、現・馬込図書館に存在する「馬込文士村資料室」をリニューアルし、実在する図書の紹介や、「郷土博物館」で保管している関連資料と合わせ、文士の魅力を発信いたします。

最後に、「馬込文化センター」については、別途、改修時期等を検討することとし、工事期間中については、「一時休館」とする予定です。

【図8】工事ステップ（案）と高低差解消のイメージ

工事については、上記のことを狙いとして、段階的に進めていくことを検討しております。



※Ⅰ～Ⅲ期工事については、今後、詳細に検討してまいります。

【表4】整備手法（案）

施設名	既存面積	整備手法	備考
馬込特別出張所	856 ㎡	改築（複合化）	・ 出張所敷地 895 ㎡
馬込保育園	818 ㎡		・ 保育園敷地 1,773 ㎡
馬込図書館	1,608 ㎡		・ 交換用地 1,278 ㎡
合計	3,282 ㎡	-	※以上の敷地（3,946 ㎡）を活用し、複合施設を整備予定

※ゆうやけ児童公園（466 ㎡）は、同等面積にて整備予定

コラム「^ゼブ「ZEB」とは

【 ZEB (Net Zero Energy Building) 】

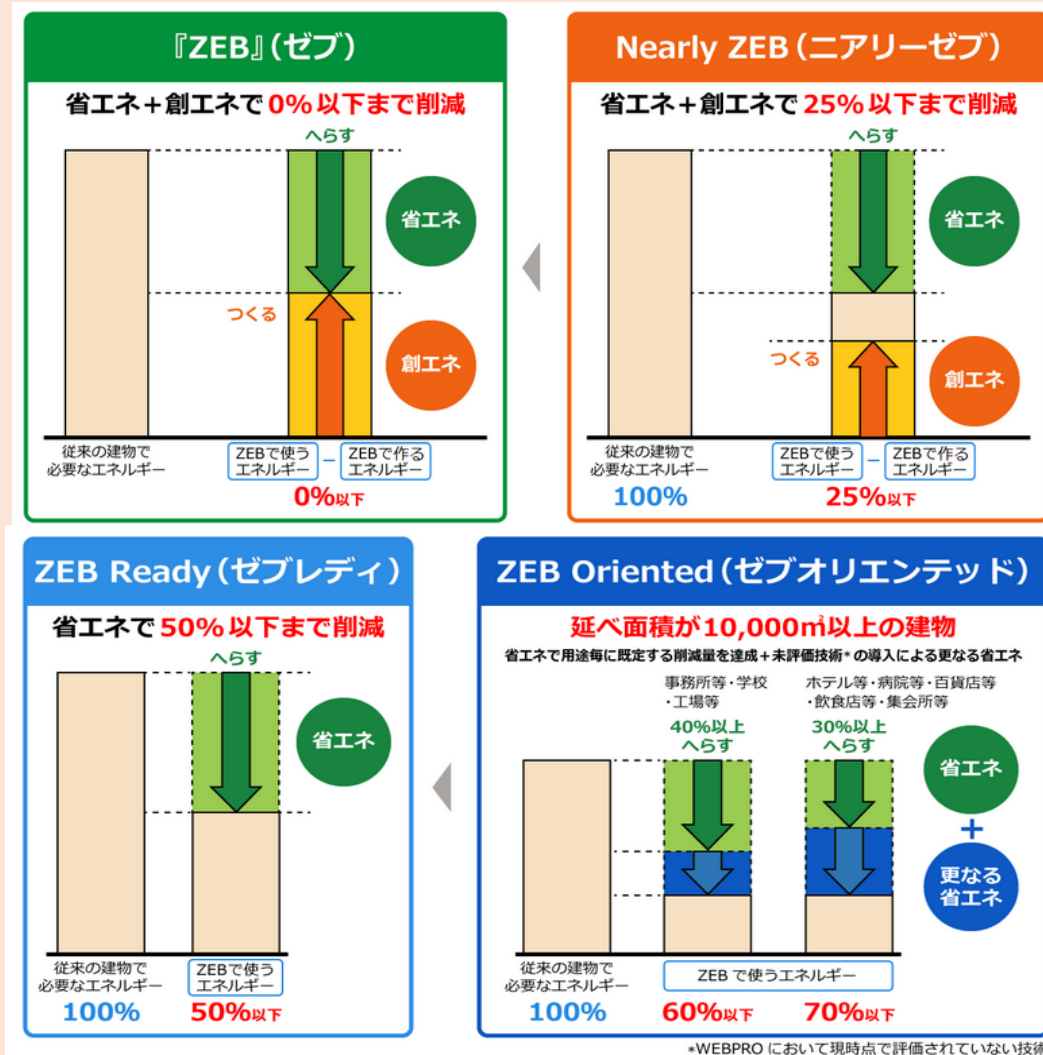
ネット・ゼロ・エネルギー・ビルの略称で、快適な室内環境を実現しながら、建物で消費する年間の一次エネルギーの収支をゼロにすることを目指した建物のことです。

建物のエネルギー消費量をゼロにするには、大幅な省エネルギーと、大量の創エネルギーが必要です。そこで、ゼロエネルギーの達成状況に応じて、4段階の ZEB シリーズが定義されております。

区は、2022（令和4）年3月に『大田区環境アクションプラン』の改定に合わせ2030年（令和12年）までに温室効果ガス排出量46%削減（2013年度比）を表明いたしました。

その実現に向けた環境負荷低減への取組として、今後、公共施設を新築する際には、ZEB（ZEB、Nearly ZEB、ZEB Ready、ZEB Oriented の4種類）の基準を目指し進めます。

【図9】 ZEBの定義



環境省HP『ZEB PORTAL』より引用

複合施設を整備する場合

工事ステップ

STEP 1

- ・区有地と東京地下鉄用地部分に複合施設を「段階的」に整備

※ 右図「赤点線内」

※ I～Ⅲ期の対象施設は、今後、詳細に検討する。

STEP 2

- ・図書館をはじめ、保育園や出張所が順次移転

STEP 3

- ・文化センターの改修工事



出張所や保育園を「改修」する場合

この場合、出張所や保育園の改修期間中に、「仮設運営建物」が必要となり、以下の課題が発生します。

- 出張所の仮設運営に伴う「文化センター」の休館
- 保育園の仮設運営に伴う「仮設運営建物」の建設
- 建築年度が古い図書館の対応が遅延

上記、課題を解決するなど、効果的・効率的な施設マネジメントの観点から、中馬込地区において「複合施設」の整備を予定しております。

STEP 1

出張所・保育園の仮設移転工事

- ・出張所⇒文化セ
- ・保育園⇒地下鉄用地

STEP 2

出張所・保育園の仮移転

STEP 3

出張所・保育園の改修工事

STEP 4

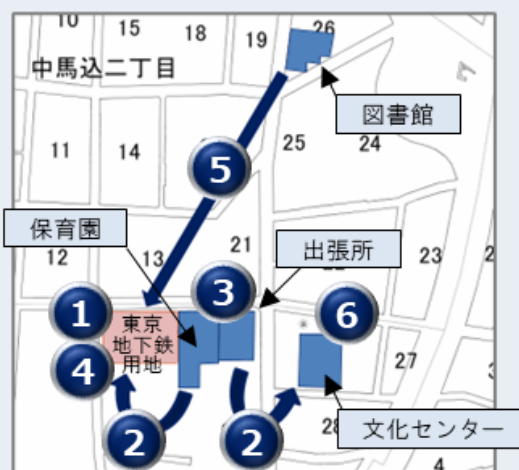
- ・保育園の仮設建物の解体工事
- ・図書館の新築工事

STEP 5

図書館の移転

STEP 6

文化センターの改修工事



南馬込地区の整備概要（案）

区では、令和3年2月に、公共施設整備用事業用地として、馬込区民センターと隣接する南馬込四丁目の土地（約3,554㎡）を取得いたしました。本基本構想では、この土地の活用を前提に、整備プランの検討を進めております。南馬込地区の整備については、馬込区民センター、南馬込四丁目児童館、みなみまごめ保育園などからなる「新・複合施設」を整備し、その後、郷土博物館を改修するプランを検討しております。

「馬込区民センター」については、稼働率が高い「体育館」は引き続き整備し、「集会室」などに関しては、現在の利用実態を踏まえ、より多目的な利用が可能となるような多機能化を検討しております。「ゆうゆうくらぶ」の機能については、新施設のロビー空間を有効活用し、引き続き囲碁や談話などができるよう検討いたします。

「南馬込四丁目児童館」については、児童館の利用状況や馬込地区における子育てニーズ等を踏まえ、児童館機能の整備・強化を引き続き検討いたします。

「みなみまごめ保育園」については、新・複合施設への入所を予定しておりますが、私立園であるため、改築手法（複合化もしくは単独で現地改築）については今後、運営事業者と調整を図ってまいります。ただし、いずれの場合においてもこの地で運営継続を図り、引き続き、子どもを健やかに守り育てる取組みを進めてまいります。

なお、「上池台障害福祉会館馬込分場」については、上池台障害者福祉会館（本館）に機能統合する方向で検討いたします。

その他、高低差のある馬込地区において、高齢者や子育て世代の図書館利用が困難な状況にあることから、新たに図書の閲覧スペースと図書館等資料貸出窓口を備える小規模なスペース（サテライト図書館）を整備することを検討してまいります。

【表5】整備手法（案）

施設名	現状面積	整備手法	備考
馬込区民センター	1,298 ㎡	改築（複合化）	取得用地（約 3,554 ㎡）を活用し、複合施設を整備予定 ※みなみ馬込保育園については、複合化もしくは現地改築を予定
南馬込四丁目児童館	224 ㎡		
みなみまごめ保育園	936 ㎡		
サテライト図書館	—		
上池台障害者福祉会館馬込分場	358 ㎡	本館へ機能統合	
合計	2,816 ㎡	—	

※ 「馬込区民センター」や「みなみまごめ保育園」の跡地活用については、現時点では未定とし、新しい行政需要等を踏まえて、今後検討いたします。

※ 郷土博物館は、現在地にて改修を予定しています（工事中は馬込区民センターを仮移転先として活用予定）。

※ 「郷土博物館馬込分室（昭和40年度築）」については、馬込第三小学校複合施設内（収蔵庫機能）に移転する予定です。郷土博物館馬込分室の跡地については、郷土博物館の改修に合わせて検討いたします。

南馬込の整備のイメージ

工事ステップ

STEP 1

・取得地に複合施設を整備

STEP 2

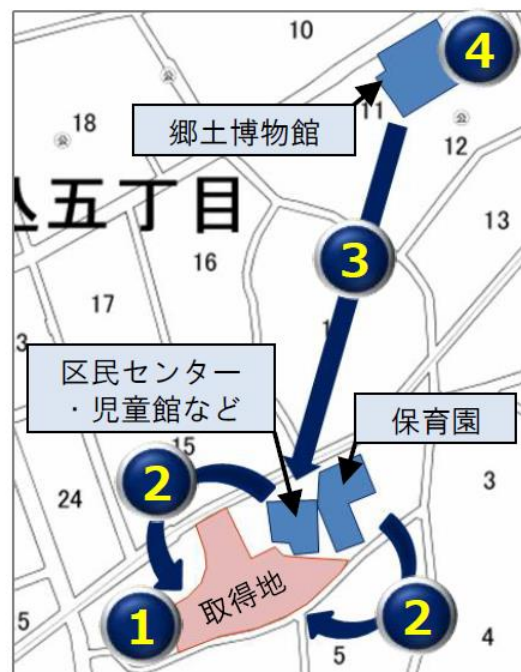
・区民センターをはじめ、保育園や児童館等が移転

STEP 3

・郷土博物館が現・区民センターの建物に仮移転

STEP 4

・郷土博物館の改修工事



5. 両地区のスケジュール概要（案）

今後は、「基本計画」の策定をはじめ、「設計」や「工事」などの取組を進めてまいります。なお、近年、働き方改革関連法などへの対応に伴い「工事期間」が「長期化」しております。このため、具体的な期間は、「設計」の段階で詳細に検討いたします。

令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度以降 (2029)
計画		設計		新築工事

※ 上記「スケジュール」は、「中馬込」と「南馬込」の両地区共通のものです。

※ 新築工事の終了後、「馬込文化センター」や「郷土博物館」など、「改修」が必要な施設の工事に着手してまいります。

コラム 回遊性の向上に向けた「多様な交通手段」への取組

デマンド型交通・自動運転バス

令和5年7月から令和6年6月において、区と東急バス(株)は、公共交通不便地域（区では、鉄道駅から500m以上かつ、バス停からも300m以上離れている地域を言う）である「池上駅・西馬込駅接続エリア」と「蒲田駅接続エリア」において、「公共交通不便地域の改善」や「多様な移動サービスの提供」を狙いとして「予約制の相乗り型の交通サービス」である「デマンド型交通実証実験」を実施いたしました。今後は、検証結果を踏めて、他自治体での事例等を研究しつつ、その他の手段も含めて公共交通不便地域の改善について引き続き検討してまいります。



また、令和7年1月には、持続可能な地域交通の実現に向けた取組として天空橋駅から萩中公園間で市街地を走行するルートにて「自動運転バスの実証運行」を実施いたしました。

区では引き続き、次世代技術の活用をはじめ多様な交通手段の確保に向け、今後も取組を進めてまいります。



コミュニティサイクル

一定の地域内に設置されたサイクルポート（駐輪場所）であれば、どこでも自転車（電動アシスト付き）を借りることができ、返却することができるシステムです。都市の新たな移動手段として、国内でも多くの都市で導入されており、区内でも数多く配備をしております。



馬込地区の公共施設整備における対応

区では、回遊性の向上に向けた「多様な交通手段」について、ハード・ソフトの両面から検討を進めております。

『大田区都市計画マスタープラン（令和4年3月）』における馬込・池上地域の都市づくり方針においては、良好な住環境の維持・保全を図りながら地域内の回遊性を高めて、地域の魅力発信をしていくことが重要としております。このため、馬込地区の公共施設整備に当たっては、これらの多様な交通手段の受け皿となれるようなハード整備について検討してまいります。

こども文教委員会 令和 7 年 4 月 15 日
教育委員会事務局 資料 1 番
所管 教育総務課

令和 7 年度大田区地域開放事業委託事業者の選定結果について

区立学校における地域開放事業委託事業者を以下のとおり選定した。

- 1 受託候補者
 特定非営利活動法人地域総合スポーツ倶楽部・ピボットフット
 東京都大田区西馬込 2-31-3-103
- 2 業務委託期間
 令和 7 年 5 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで
- 3 選定理由（概要）
 本事業に対する理解が深く、スポーツ振興やスポーツ施設の管理運営の業務実績があり、地域開放事業の趣旨に則った柔軟な対応が期待できることなど、評価が高かった。
- 4 応募事業者数
 2 事業者
- 5 選定経過

公表期間	令和 7 年 2 月 14 日から 3 月 13 日まで
一次審査（書類審査）	令和 7 年 3 月 13 日から 3 月 19 日まで
二次審査（面接審査）	令和 7 年 3 月 28 日
二次審査結果通知	令和 7 年 3 月 31 日

こども文教委員会 令和 7 年 4 月 15 日
教育委員会事務局 資料 2 番
所管 学務課

**（仮称）大田区特別支援教育推進計画（素案）に関する区民意見公募
（パブリックコメント）の実施結果及び大田区特別支援教育推進計画の策定について**

1 区民意見公募手続（パブリックコメント）

（1）実施期間

令和 7 年 1 月 16 日（木）から令和 7 年 2 月 5 日（水）まで

（2）対象

区内に在住、在勤、在学の方、その他計画に関係を有する方

2 （仮称）大田区特別支援教育推進計画（素案）に対する意見

（1）提出者数 5 名（電子申請 4 名、郵送 1 名）

（2）提出意見数 16 件

（3）意見の内訳

分類	件数
計画全般について	3 件
特別支援教育の現状について	1 件
多様な学びの場や機会の充実について	2 件
学校における支援体制の充実について	2 件
特別支援教育の指導の充実について	4 件
切れ目のない一貫した支援について	1 件
共生社会に向けた教育の推進について	3 件
合計	16 件

（4）意見要旨及び大田区教育委員会の考え方

別紙のとおり

3 計画の周知（予定）

4 月 16 日 区ホームページで公表

4 月下旬 区立小中学校のほか、都立特別支援学校や福祉団体等に本編を配布

No.	分野	意見要旨	大田区教育委員会の考え方
1	計画全般	案を読んで違和感と共に不安を感じた。国連でも指摘されている日本の分離教育。素案を読むと障害児に対して細かな(細か過ぎる)行き届いた対応の様に思うが、これこそが分断の更なる促進剤となるのではないかと「誰一人取り残さず、…」とあるが、初めから取り残していく施策に思える。行き届いた指導が必要なのは決して障害児だけではなく、どの子も同じ場でせめぎあい、その中で必要な手立てをする、が本来あるべき姿に思える。区の描く共生社会とはどのような姿なのか？	
2	計画全般	子どもたちを分けない教育を望む。インクルーシブ教育システムは、分離教育そのものでインクルーシブ教育とは全く違う。「特別支援教育推進」とは、障がいの有無で子どもたちを分けて、別々に教育することで、このような分離教育では、「誰もが、お互いを尊重し、支えあい、多様なあり方を認め合える地域社会の形成」は実現しない。分けた状態のまま部分的に「交流」しても、障がいについて、表面的で建前としてしか理解されない。いろいろな子どもたちが、自然にごちゃまぜに一緒に過ごす中でこそ、大人も子どもも、お互いに理解しあえるのではないかと。普通教育こそが誰一人取り残さず、こどもの可能性を最大限に引き出す場であるべきである。障がいは、分けられた場での教育により「改善」「克服」するものではなく、合理的配慮によって共に学べるよう環境を整え、障がいがあってもともに過ごせるようにするべき。特別支援への費用の一部でも教員増などのかたちで普通教育にあてられないものか。	共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システムを構築するために、最も本質的な視点は、それぞれのこどもが、授業内容が分かり学習活動に参加している実感・達成感を持ちながら、充実した時間を過ごすつつ、生きる力を身に付けているかどうかということです。このことを踏まえて、障がいのあるこどもと障がいのないこどもが同じ場所でもに学ぶことを追及するとともに、個別の教育的ニーズのあるこどもに対し、自立と社会参加を見据え、その時々で教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みを整備することに重点を置いて、推進してまいります。
3	計画全般	大田区基本計画に記載されたように、インクルーシブ教育を目指す文言を追加してほしい。	インクルーシブ教育システムにおいては、共生社会の実現に向けてすべてのこどもが可能な限りともに学ぶことに配慮しつつ、自立と社会参加に向けて一人ひとりの教育的ニーズに応じた連続性のある多様な学びの場を充実していくことを目指しています。この考え方に則り、本計画にも様々な取組を記載しています。今後もインクルーシブ教育システムの構築に向けて特別支援教育を推進してまいります。 【計画該当箇所】 「はじめに」 P8 第3章 (1)大田区における特別支援教育推進の考え方
4	第2章	インクルーシブ教育の考え方からすると、第2章の現状把握において特別支援学級等の設置状況のみが記載されていることに違和感がある。それらと併せて、通常の学級において特別な配慮・支援が必要な児童数や、それに対する支援員の配置(人数、時間)などの把握が必要と考える。	大田区では、通常の学級において特別な配慮が必要な児童・生徒の指導にあたる教員を支援するため、学校特別支援員や学校特別補助員を配置しております。当該職種は学習指導を行うことはできませんが、授業等の際の見守りや学習指導の補助等を行っております。令和6年度から学校特別支援員を小学校全校に1名配置するなど、この間、区では支援体制の拡充に努めておりますが、引き続き、児童・生徒の個々の状況に応じた必要な支援の検討、充実に取り組んでまいります。 【計画該当箇所】 P6 第2章 大田区における特別支援教育の現状 P15 第4章 (2)学校における支援体制の充実 ①通常の学級における人的支援(学校特別支援員・学校特別補助員)
5	第4章 (1)多様な学びの場や機会の充実	館山さざなみ学校の充実をお願いしたい。	平成25年の「館山さざなみ学校の今後のあり方検討委員会報告書」に示された方向性を基本とし、今日のこども達を取り巻く社会状況の変化等を考慮しながら、今後の方向性について検討してまいります。 【計画該当箇所】 P14 第4章 (1)多様な学びの場や機会の充実 ⑤館山さざなみ学校
6	第4章 (1)多様な学びの場や機会の充実	特別支援学級や特別支援学校の設置数は限られているが、支援が必要な子どもにとっては、近くの地域の学校に通うことが1番負担が少ない。また、登下校などで地域の人々に見守られ声をかけられることが、子どもの安全や自立に繋がっていく。まず小学校の学区で1人で行動できるようになり、徐々にその行動範囲を広げていくことは、支援が必要な子どもにとっても同様で、より重要なことになる。彼らは健常の子どもより時間をかけて自立への道を進んでいくのにも関わらず、いきなり登校に何十分もかかるような学校に通わされてしまい、保護者同伴でしか登下校できない環境に置かれてしまうと、自立へのファーストステップを踏むことすらできないのではないかと。	特別支援学級については、障がいのある児童・生徒に対して小集団により一人ひとりに寄り添った指導をするとともに学級として充実した教育活動を行うことを目指しており、複数の学級が形成できる状態を適正な規模と考えています。このことから、現時点では区としてはすべての小中学校に特別支援学級(知的障害・固定)を設置するという想定はございません。一方で地域によって、通学負担に差が生じている現状もあるため、今後も状況を注視し、更なる設置の検討を継続してまいります。 【計画該当箇所】 P14第4章 (1)多様な学びの場や機会の充実 ①知的障害特別支援学級

No.	分野	意見要旨	大田区教育委員会の考え方
7	第4章 (2)学校における支援体制の充実	特別支援教育コーディネーター等、教育心理のエキスパートを増員してほしい。	学校内外の関係者との連絡調整役や校内支援体制づくりの推進役となる特別支援教育コーディネーターがより効果的に校内での役割を果たすことができるよう研修を実施し、校内支援体制や副籍交流などの充実を図ってまいります。 また、学校に配置している臨床心理士等のスクールカウンセラーの研修等を充実させ引き続き学校内の教育相談体制の充実を図ってまいります。 【計画該当箇所】 P15 第4章 (2)学校における支援体制の充実 第4章 (3)特別支援教育の指導の充実 P21 第4章 (4)切れ目のない一貫した支援 下記の記載を追加しました。 「臨床心理士等をスクールカウンセラーとして区立小中学校・館山さざなみ学校に配置し、児童・生徒の悩みの相談に応じるとともに保護者・教職員などに対して指導・助言を行います。」
8	第4章 (2)学校における支援体制の充実	大田区は知的に遅れがある子どもが通常級を希望した場合、保護者の意志を尊重してくれるが、学習面のサポートはないから学校と相談するようとなる。学校側は人員に余裕がなく、特別な教育を用意する余裕がない。つまり、通常級に通うことは、実質学習面を諦めるということになる。支援が必要な子どもは、教育を選ぶか健常の子どもたちとの生活を選ぶかどちらかを必ず選択しならず、どちらも取ることができないのが現状である。支援が必要な子どもが通常級に通った際にも、計画的かつ適切な教育が受けられるような人員の配置を強く望んでいる。健常の子どもたちとの生活か、適切な教育か、どちらかだけを選択しなくても良い学校教育システムになるような改革をしていただきたい。	大田区では、通常の学級において特別な配慮が必要な児童・生徒の指導にあたる教員を支援するため、学校特別支援員や学校特別補助員を配置しております。当該職種は学習指導を行うことはできませんが、授業等の際の見守りや学習指導の補助等を行っております。令和6年度から学校特別支援員を小学校全校に1名配置するなど、この間、区では支援体制の拡充に努めておりますが、引き続き、児童・生徒の個々の状況に応じた必要な支援の検討、充実に取り組んでまいります。 【計画該当箇所】 P15 第4章 (2)学校における支援体制の充実 ①通常の学級における人的支援(学校特別支援員・学校特別補助員)
9	第4章 (3)特別支援教育の指導の充実	保護者支援として、不安に寄り添い進路のガイダンスを行ってほしい。	進路指導に関連した資料等は、大田区教育委員会を通じて東京都教育委員会から発出されています。これらの指導資料を基にした進路指導の充実について、特別支援学級設置校長会を通して各学校に指導し推進してまいります。 【計画該当箇所】 P18 第4章 (3)特別支援教育の指導の充実 ③キャリア教育の充実
10	第4章 (3)特別支援教育の指導の充実	ソーシャルスキル・トレーニングや社会規範、ルールやマナー等、食育・運動や学習習慣といった生活指導も重要と思う。	生活指導は、その他の様々な学習に取り組むための基礎となる力を育む大変重要なものであると考えております。学校生活支援シート(個別の支援計画)及び個別指導計画を作成して保護者と共有し、一人ひとりの発達の段階に応じた指導を推進しております。 【計画該当箇所】 P17 第4章 (3)特別支援教育の指導の充実 ①教員の資質・専門性の向上
11	第4章 (3)特別支援教育の指導の充実	「指導の充実」を推進するためには、教員向けの個別具体的なガイドラインの策定、対応事例(良い事例/悪い事例)を共有できるデータベースの構築などが必要と考える。	ICTによるデータベースを活用したアセスメントや計画の作成、適切な教材を使った指導ができるように検討しています。 【計画該当箇所】 P20 第4章 (3)特別支援教育の指導の充実 ②ICT機器の活用
12	第4章 (3)特別支援教育の指導の充実	保護者の付き添いを強要しないでほしい。	特別支援学級に在籍する児童の送迎に関しては、通学における安全確保の観点から、原則として保護者による送迎をお願いしています。理由としては、児童・生徒が安心して安全な学校生活を送ることができることを最優先に考えているためです。また校外学習の場面などでも、保護者の付き添いをお願いする場面もあります。 一方で、特別な配慮や支援が必要な児童・生徒に対しては、教員や教員を補助する職員を学校に配置しているため、一部支援を行うことも想定しております。
13	第4章 (4)切れ目のない一貫した支援	就学相談では、保護者、本人の希望を受け入れてほしい。	就学相談の際には、保護者、お子様の希望をお聞きしたうえで、お子様の現在の状況に加え、発達の可能性を含め、お子様の成長にとってより良い環境について情報提供させていただきながら相談をすすめております。 これからもお子様と保護者に寄り添った相談を行ってまいります。 【計画該当箇所】 P21 第4章 (4)切れ目のない一貫した支援 ①就学相談のさらなる充実

No.	分野	意見要旨	大田区教育委員会の考え方
14	第4章 (5)共生社会に向けた教育の推進	学校における健常児と障がい児の交流の教育的効果について、具体的な記述がほしい。	交流及び共同学習は、障がいのあることにとっても、障がいのないことにとっても、お互いに様々な人と触れ合う機会となり、社会性や豊かな心を育む機会となります。また、これらの経験が、様々な人と助け合うための力となり、将来の積極的な社会参加につながると考えます。将来まで見据えた取組であることを意識して活動内容を充実させてまいります。 【計画該当箇所】 P24 第4章 (5)共生社会に向けた教育の推進 ①障がい者理解教育の推進 下記の記載を追加しました。 「交流及び共同学習や副籍制度による交流を通じて様々な人と触れ合う経験をし、お互いに助け合うための力をはぐくみます。」
15	第4章 (5)共生社会に向けた教育の推進	通常級と特別支援学級、特別支援学校の交流や副籍制度にも疑問がある。たまに交流するだけでは障がい者への理解には繋がらない。知識として教えられてもなかなか現実には繋がらず、毎日同じ教室で接して、トラブルがあったりそれを解決したりして、何年もかけて子どもたちはお互いに理解し接し方を身につけていくものではないか。	通常の学級と特別支援学級との交流及び共同学習の充実については、学校に来年度の特別支援教育推進計画の作成を依頼し、具体的取組(回数、交流会場、交流内容 等)について計画していただき、推進を図っております。特別支援学校との関わりについても、今後具体的な計画を立てて充実させていきたいと考えています。 【計画該当箇所】 P24 第4章 (5)共生社会に向けた教育の推進 ②交流及び共同学習の充実 ③副籍制度による交流
16	第4章 (5)共生社会に向けた教育の推進	「障害の有無を問わずすべての児童・生徒が同じ教室で学ぶ」ことを推進するためには、教員のみならずすべての保護者への啓発・理解も重要と考える。各学校での授業公開や保護者会などのイベントを利用した講演会など、積極的な啓発活動も推進していただきたい。	特別支援教育の充実のためには、保護者・地域の理解や協力が不可欠です。理解啓発の場の確保については、福祉教育に関する内容で授業公開を実施したり、保護者会で特別支援学級や特別支援教室について説明したりしています。今後、手をつなぐ育成会の「心のバリアフリーすすめ隊」などに御協力いただいてさらに推進していきたいと考えております。 【計画該当箇所】 P24 第4章 (5)共生社会に向けた教育の推進 ①障がい者理解教育の推進

「大田区特別支援教育推進計画」概要版

第1章 計画の策定にあたって

(1) 特別支援教育をめぐる動き

平成23年 障害者基本法の改正
平成25年 障害者差別解消法の制定
平成26年 障害者権利条約の批准

(2) 計画策定の目的

特別支援教育を総合的かつ計画的により一層推進することを目的として、大田区特別支援教育推進計画を策定します。

(3) 計画の位置付け

本計画は、『おおた教育ビジョン』（第4期）に基づく個別計画として位置づけます。

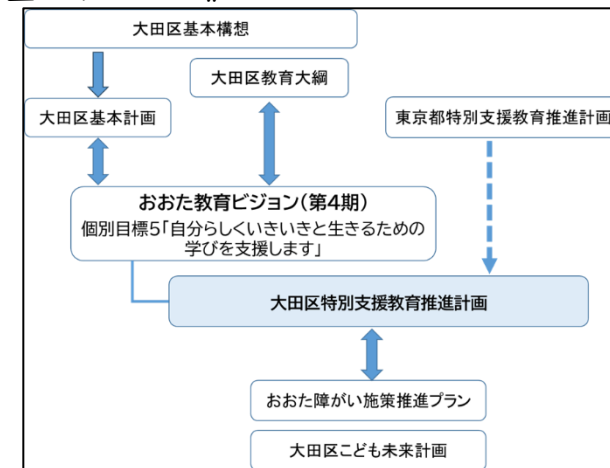
(4) 計画期間

本計画の期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。

(5) SDGsの取組との関係

本計画は、SDGsの17のゴールのうち、特に「4 質の高い教育をみんなに」、
「10 人や国の不平等をなくそう」と関連します。

《位置づけイメージ》



第2章 大田区における特別支援教育の現状

(1) 特別支援学級等の設置状況（令和6年度）

	知的障害 (固定)	自閉症・情緒 障害(固定)	弱視 (通級)	難聴 (通級)	言語障がい (通級)	特別支援 教室	特別支援学 校(病虚弱)
小学校	16校	1校※	1校	2校	4校	59校	1校
中学校	10校	-※	-	1校	-	28校	-

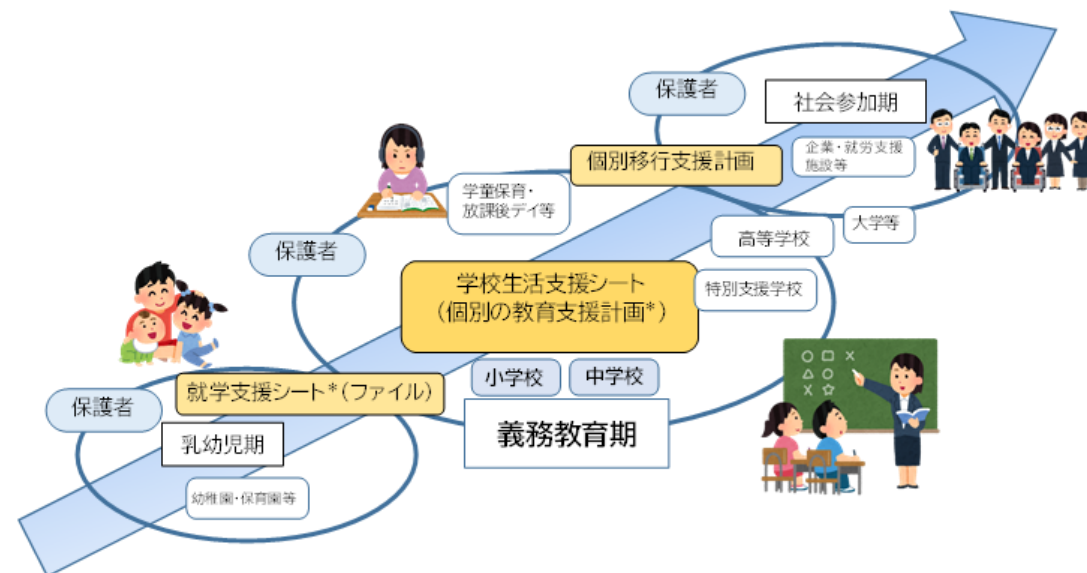
※自閉症・情緒障害特別支援学級は令和7年度に小学校1校・中学校1校、令和8年度に小学校1校開設予定

(2) 東京都立特別支援学校

第3章 大田区における「特別支援教育のあり方」に対する基本的な考え方

(1) 大田区における特別支援教育推進の考え方

障がいのある児童・生徒一人ひとりの能力を最大限に伸ばし、それぞれの状況に応じた自立と社会参加を促進するために、一人ひとりの教育的ニーズに応える特別支援教育を推進していきます。



第4章 具体的な取組内容

(1) 多様な学びの場や機会の充実

- ① 知的障害特別支援学級
- ② 自閉症・情緒障害特別支援学級
- ③ 通級指導学級(弱視・難聴・言語障がい)
- ④ 特別支援教室(サポートルーム)
- ⑤ 館山さざなみ学校(特別支援学校)

(2) 学校における支援体制の充実

- ① 通常の学級における人的支援
- ② 特別支援学級における人的支援

(3) 特別支援教育の指導の充実

- ① 教員の資質・専門性の向上
特別支援教育の理念や現状の理解を通じた、指導力の確立
- ② ICT機器の活用
1人1台のタブレット端末の配備による、学習支援や情報保障
- ③ キャリア教育の充実
障がいや特性に応じた職場体験と、外部人材を活用し就労を見据えたキャリア教育
- ④ 特別支援学級介添員、学校特別支援員の資質向上
特別な配慮を必要とする児童・生徒を指導する教員を支援し、こどもたちと直接かかわりのある職員に対する研修の実施
- ⑤ 都立特別支援学校との連携
都立特別支援学校との連携による指導力の向上と理解啓発

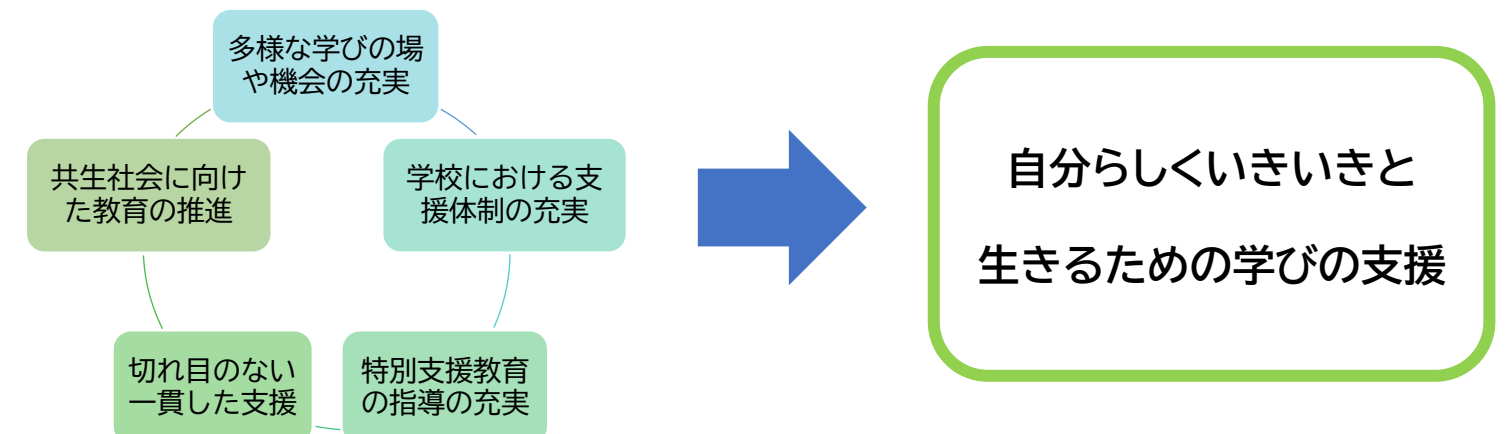
(4) 切れ目のない一貫した支援

- ① 就学相談のさらなる充実
こどもたちのもつ力をより伸ばす教育環境への就学に向けた就学相談の充実
- ② 関係機関との連携等による切れ目のない支援
就学前機関等との連携を深めることによる、教育相談体制の強化
- ③ 医療的ケア児及びその家族に対する支援
学校における医療的ケアの実施体制の充実

(5) 共生社会に向けた教育の推進

- ① 障がい者理解教育の推進
障がい者理解のための授業や都立特別支援学校による出前授業の実施
- ② 交流及び共同学習の充実
障がいのある児童・生徒と障がいのない児童・生徒がともにまなぶ「交流学习」と「共同学習」の実施
- ③ 副籍制度による交流
各学校の児童・生徒と、特別支援学校(館山さざなみ学校含む)に在籍する児童・生徒との交流の実施

計画策定によってめざすもの



大田区特別支援教育推進計画

令和7年度～令和11年度

大田区教育委員会

はじめに

大田区教育委員会では、これまで障がいのある児童・生徒の自立や社会参加に向けて、その一人ひとりの教育的ニーズを把握し適切な指導及び必要な支援を行っていく「特別支援教育」の考え方にに基づき、特別支援教室の全校設置、自閉症・情緒障害特別支援学級の新設、医療的ケア児への対応等を着実に進めてきました。

また、令和6年4月に「おおた教育ビジョン(第4期)」を策定し、これからの未来を生きるこどもたち一人ひとりが自分らしく生き抜き、笑顔やあたたかさを実感できる社会の担い手になることをめざし、未来を創り出す力をはぐくむという思いを込めて、様々な教育施策を展開しています。

障がいのある児童・生徒がその持つ力を最大限に伸長するために最適な学びの場や個々の教育的ニーズに対応した指導や支援を提供し、障がいの有無にかかわらずすべてのこどもたちにとって学校が笑顔とあたたかさのあふれる場所となるように、教育環境の整備を進めていきたいと考えております。

様々な社会状況の変化とともに、特別支援教育をめぐる環境も変わりゆく中、大田区教育委員会では、共生社会の実現に向けてすべてのこどもが可能な限りともに学ぶことに配慮しつつ、自立と社会参加に向けて一人ひとりの教育的ニーズに応じた連続性のある多様な学びの場を充実していくインクルーシブ教育システムの構築に向け、「大田区特別支援教育推進計画」を策定し、特別支援教育のさらなる充実のために、区全体が同じ方向をめざして進んでまいります。

令和7年4月

大田区教育委員会

教 育 長 小黒 仁史

<目次>

第1章 計画の策定にあたって	1
(1) 特別支援教育をめぐる動き	2
(2) 計画策定の目的	3
(3) 計画の位置付け	3
(4) 計画期間	4
(5) S D G s の取組との関係	4
第2章 大田区における特別支援教育の現状	5
(1) 特別支援学級等の設置状況	
(2) 東京都立特別支援学校	
第3章 大田区における「特別支援教育のあり方」に対する基本的な考え方	
(1) 大田区における特別支援教育推進の考え方	8
(2) 計画の体系	10
第4章 具体的な取組内容	11
(1) 多様な学びの場や機会の充実	12
①知的障害特別支援学級	
②自閉症・情緒障害特別支援学級	
③通級指導学級（弱視、難聴、言語障がい）	
④特別支援教室（サポートルーム）	
⑤館山さざなみ学校	
(2) 学校における支援体制の充実	15
①通常の学級における人的支援 （学校特別支援員・学校特別補助員）	
②特別支援学級における人的支援 （特別支援学級介添員）	
(3) 特別支援教育の指導の充実	17
①教員の資質・専門性の向上	
②I C T機器の活用	
③キャリア教育の充実	

④特別支援学級介添員、学校特別支援員の資質向上	
⑤都立特別支援学校との連携	
(4) 切れ目のない一貫した支援	21
①就学相談のさらなる充実	
②関係機関との連携等による切れ目のない支援	
③医療的ケア児及びその家族に対する支援	
(5) 共生社会に向けた教育の推進	24
①障がい者理解教育の推進	
②交流及び共同学習の充実	
③副籍制度による交流	
用語解説	26
本文中において右上に「＊」を付した用語については、巻末の「用語解説」で解説をしています。	
参考資料	32

第1章

計画の策定にあたって

(1) 特別支援教育*をめぐる動き

○平成 19 年に、学校教育法等の一部を改正する法律の施行を受け、障がいのある児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握して、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するために、適切な教育や指導を通じて必要な支援を行う「特別支援教育*」を開始しました。

○平成 23 年に、障害者基本法が改正され、「国及び地方公共団体は、障がい者が、その年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育が受けられるようにするため、可能な限り障がい者である児童及び生徒が障がい者でない児童及び生徒と共に教育を受けられるよう配慮しつつ、教育の内容及び方法の改善及び充実に必要な施策を講じなければならない。」などが規定されました。

○平成 24 年 7 月に、中央教育審議会の特別支援教育*の在り方に関する特別委員会が「共生社会*の形成に向けたインクルーシブ教育システム*構築のための特別支援教育*の推進」で「障がいのある子どもと障がいのない子どもが、できるだけ同じ場で共に学ぶことをめざすべきである。」「小中学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級*、特別支援学校*といった、連続性のある『多様な学びの場』を用意しておくことが必要である。」「すべての教員は、特別支援教育*に関する一定の知識・技能を教員養成段階で身につけることが適当であるが、現職教員については、研修の受講等により基礎的な知識・技能の向上を図る必要がある。」などを報告しました。

○平成 25 年 6 月に、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的として、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が制定されました。(平成 28 年 4 月施行)

○平成 26 年 1 月に、国は「障害者の権利に関する条約」に批准しました。条約第 24 条には「インクルーシブ教育」の規定が明記されました。

○令和 3 年 1 月に、中央教育審議会が「令和の日本型学校教育の構築を目指して」を報告しました。すべての教育段階において、「障害者の権利のための条約」に基づくインクルーシブ教育システム*の理念を構築することを旨として行われ、すべての子どもたちが適切な教育を受けられる環境を整備することなどが明記されました。

○令和 3 年 6 月に、医療的ケア*児や、その家族を支援するため、国や地方公共団体に必要な支援を求める「医療的ケア*児及びその家族に対する支援に関する法律」が成立しました。

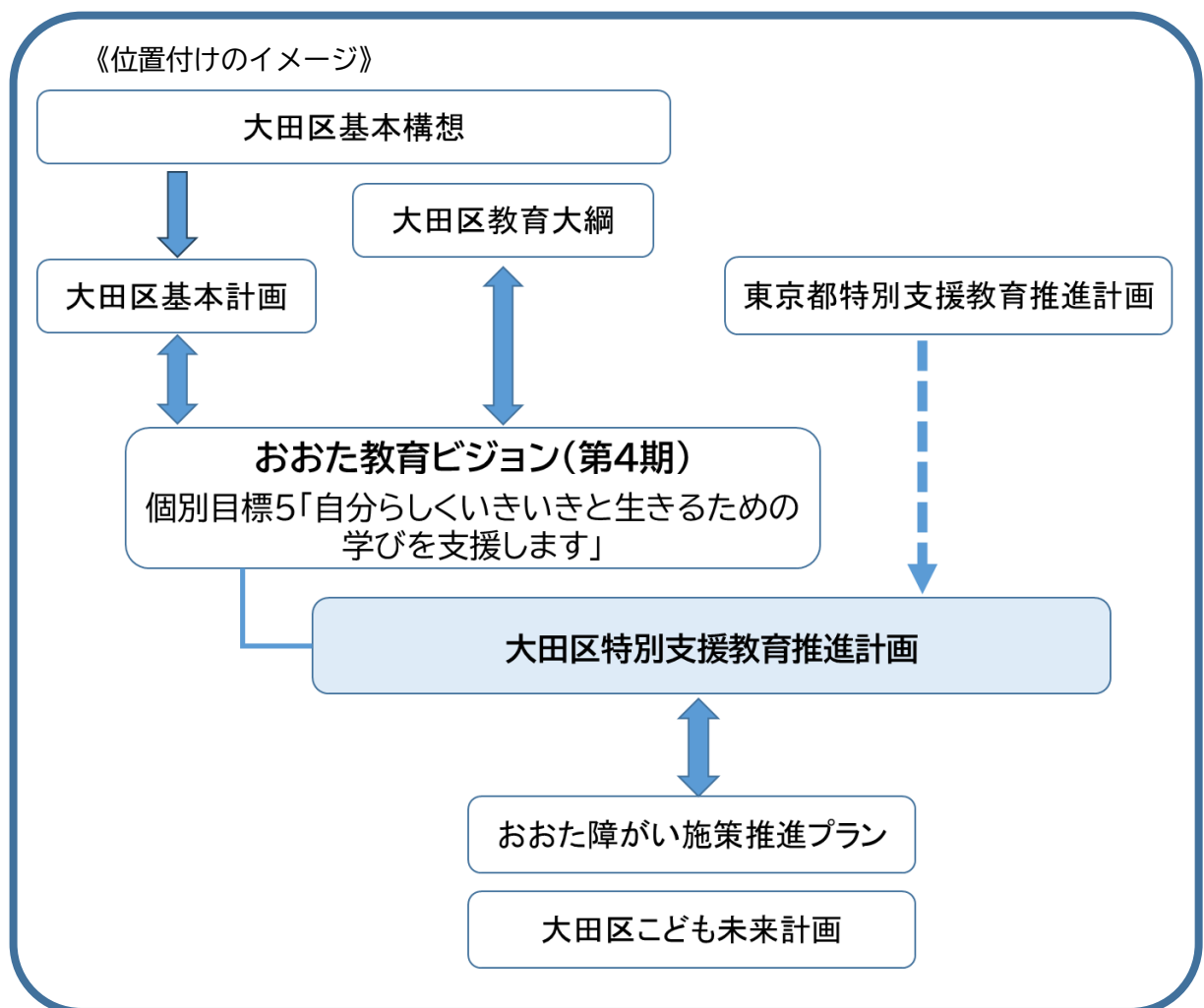
○令和 4 年 12 月に、文部科学省「通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査結果」において、「学習面又は行動面で著しい困難を示す」児童・生徒の割合が 8.8%と報告されました。

(2) 計画策定の目的

共生社会の実現に向けてすべてのこどもが可能な限り共に学ぶことに配慮しつつ、自立と社会参加に向けて一人ひとりの教育的ニーズに応じた連続性のある多様な学びの場を充実していくインクルーシブ教育システム*の構築に向けて、特別支援教育*を総合的かつ計画的により一層推進することを目的として、大田区特別支援教育推進計画を策定します。

(3) 計画の位置づけ

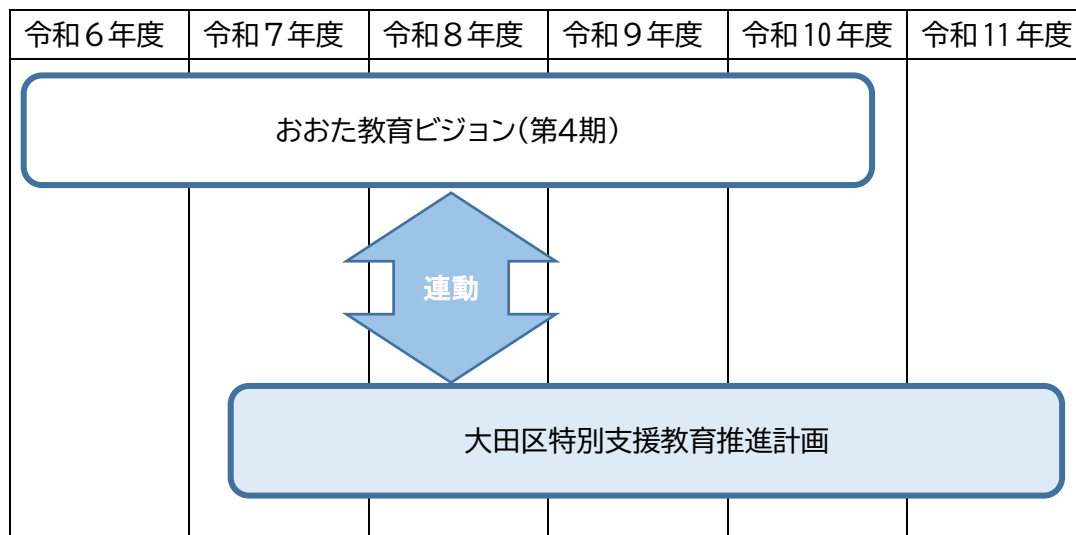
本計画は、『おおた教育ビジョン』（第4期）に基づく個別計画として位置づけ、「個別目標5 自分らしくいきいきと生きるための学びを支援します」の「施策（1）特別支援教育*の充実」を具体化するものです。



(4) 計画期間

本計画の期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。

計画期間内に、特別支援教育*に関する国の制度改正や著しく状況が変化した場合は、必要に応じて見直しを行います。



(5) SDGsの取組との関係

本計画は、SDGsの17のゴールのうち、特に「4 質の高い教育をみんなに」、「10 人や国の不平等をなくそう」と関連します。

大田区は、令和5年度に、SDGsの達成に向けて優れた取組を提案する都市として、内閣府から「SDGs未来都市*」に選定されるとともに、その中でも特に優れた先導的な取組を行う「自治体SDGsモデル事業」にも選定されました。



第2章

大田区における特別支援教育の現状

(1) 特別支援学級*等の設置状況(令和6年5月1日時点)

障がいのある児童・生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、それに対応した指導や支援を行うために、特別支援学級*や特別支援教室(サポートルーム)*を設置しています。

《小学校》	障がい種	学校数	学級数	児童数
特別支援学級*	知的障がい	16	48	329
	自閉症・情緒障がい	1※1	1	5
通級指導学級*	弱視	1	1	5
	難聴	2	2	17
	言語障がい	4	9	120
特別支援教室(サポートルーム)*	※2	59	-	976

《中学校》	障がい種	学校数	学級数	生徒数
特別支援学級*※3	知的障がい	10	29	188
通級指導学級*	難聴	1	1	9
特別支援教室(サポートルーム)*	※2	28	-	207

※1 令和7年4月に嶺町小学校に自閉症・情緒障害特別支援学級が開設します。

※2 特別支援教室(サポートルーム)*の対象となるのは、自閉症・情緒障がい・学習障がい(LD)・注意欠陥多動性障がい(ADHD)のある児童・生徒です。

※3 令和7年4月に蒲田中学校に自閉症・情緒障害特別支援学級が開設します。

《区立特別支援学校*》

館山さざなみ学校 … ぜん息・肥満・病虚弱・偏食の児童が、健康及び栄養指導と規則正しい生活により健康の回復増進を図ることを目的に設置しています。

学年	3年	4年	5年	6年	合計
学級数	1	1	1	2	5
児童数	2	5	3	9	19

(2) 東京都立特別支援学校*

大田区には、3校の都立特別支援学校*があり、地域のこどもたちが在籍するとともに、副籍制度による交流*等を通じて、大田区立の小中学校に在籍するこどもたちとの交流があります。

- 矢口特別支援学校(知的障がい・小中)
- 城南特別支援学校(肢体不自由・小中高)
- 田園調布特別支援学校(知的障がい・高)

第3章

大田区における

「特別支援教育のあり方」に対する 基本的な考え方

(1) 大田区における特別支援教育推進の考え方

誰もがお互いを尊重し、支え合い、多様なあり方を認め合える地域社会の形成に向けて、インクルーシブ教育システム*の理念が重要となっています。インクルーシブ教育システムの構築に向けて、大田区では、障がいのある児童・生徒一人ひとりの能力を最大限に伸ばし、それぞれの状況に応じた自立と社会参加を促進するために、一人ひとりの教育的ニーズに応える特別支援教育を推進していきます。

おおた教育ビジョンが掲げる理念「笑顔とあたたかさあふれる未来を創り出す力を育てます」の実現のために定めた基本方針「誰一人取り残さず、こどもの可能性を最大限に引き出します」のもと、障がいのある児童・生徒が、その持てる力を高め、生活や学習上の困難さを改善又は克服するために、適切な指導及び必要な支援を行っていくための体制づくりが求められています。

障がいのあるこどもたちが、乳児期、幼児期、学齢期、青年期・成人期、高齢期といったそれぞれのライフステージで様々な支援を受ける中、「学齢期」における支援の一つとして、特別支援教育*の充実に努めます。

学齢期のこどもたちが自分らしい生き方を見つけ、将来の夢や希望を実現するために、本計画の目標を「自分らしくいきいきと生きるための学びを支援します」にするとともに、すべての学びの場における指導と教育環境の充実にめざして、以下の5点を施策の柱とします。

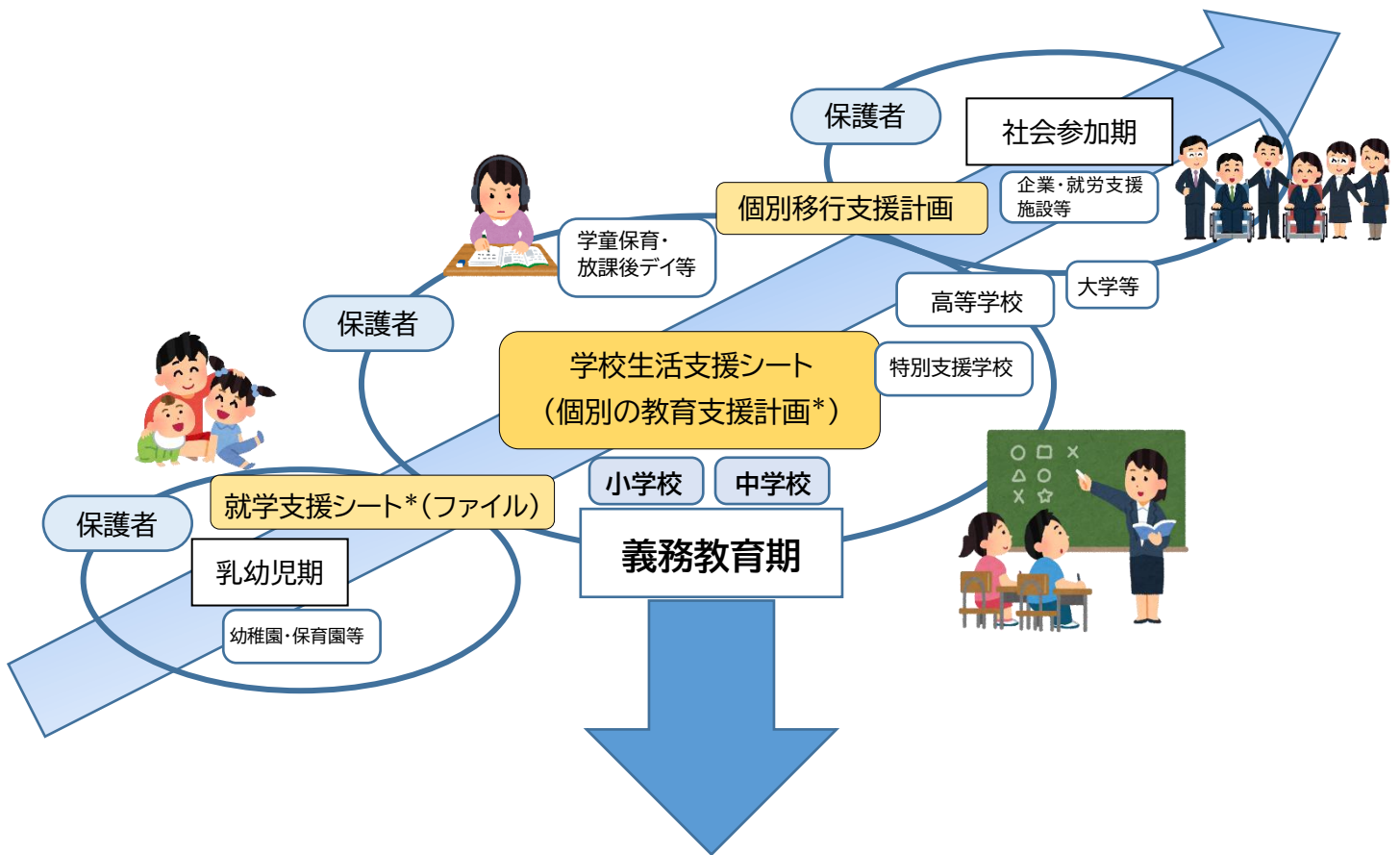
目標

自分らしく
いきいきと
生きるための
学びを支援します

5つの施策の柱

- 多様な学びの場や機会の充実
- 学校における支援体制の充実
- 特別支援教育*の指導の充実
- 切れ目のない一貫した支援
- 共生社会*に向けた教育の推進

《インクルーシブ教育システム*の構築に向けた大田区の特別支援教育*》



多様な学びの場や機会の充実

特別支援学級* (固定学級)

- ・知的障害特別支援学級
- ・自閉症・情緒障害特別支援学級

通常の学級

- ・学級担任や学校特別支援員*等による特別な支援・配慮
- ・通級指導学級*
(弱視・難聴・言語障がい)
- ・特別支援教室
(サポートルーム)*

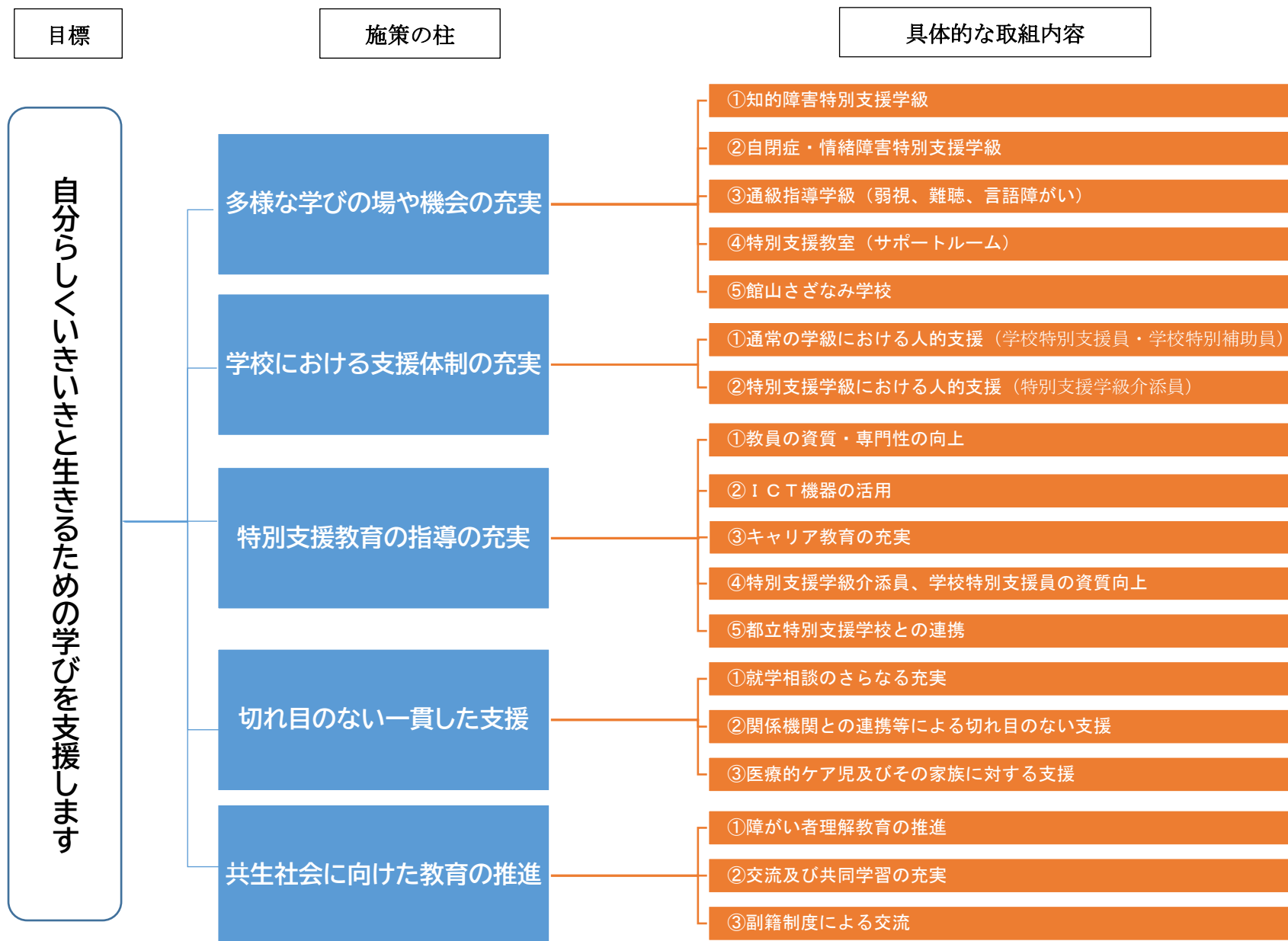
特別支援学校*

- ・東京都立特別支援学校
都立矢口特別支援学校
都立城南特別支援学校
- ・大田区立特別支援学校
館山さざなみ学校

副籍制度による交流

交流及び共同学習

大田区特別支援教育推進計画体系図



（２）計画の体系

第4章

具体的な取組内容

(1) 多様な学びの場や機会の充実

障がいのある児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、それに対応した適切な指導や支援を行うため、特別支援学級*や特別支援教室(サポートルーム)*などを設置しています。

また、大田区内には東京都立特別支援学校*が3校設置されています。

現 状	① 知的障害特別支援学級【学務課】 認知や言語などに関わる知的機能の発達に軽度の遅れが認められる児童・生徒を対象に、小集団で指導を行う知的障害特別支援学級を設置しています。 ● 児童・生徒の通学負担等を考慮しながら設置を進め、令和6年4月現在、小学校16校/59校、中学校10校/28校に設置しています。 ● 小集団により、児童・生徒一人ひとりに寄り添った指導を行うことを目的としているため、1校あたり3学級を適正規模として学級編制を行います。
	② 自閉症・情緒障害特別支援学級【学務課】 知的発達に遅れがなく、自閉症又は情緒障がいがあり、特別支援教室(サポートルーム)*の巡回指導では、障がいによる生活上又は学習上の困難さの克服や改善が難しい児童・生徒を対象に、一人ひとりの障がいの状態に応じた指導内容や指導方法を工夫し、適切な指導を行う自閉症・情緒障害特別支援学級を設置しています。 ● 令和6年4月に大森東小学校に大田区で初めて開設しました。令和7年4月に嶺町小学校・蒲田中学校に開設予定です。
	③ 通級指導学級*(弱視、難聴、言語障がい)【学務課】 弱視・難聴・言語障がいにより生活上または学習上の困難さを抱えていて、一部特別な指導が必要となる児童・生徒のために、通級指導学級*を設置しています。 ● 言語障害通級指導学級は、小学校4校に設置しています。 ● 難聴学級は、小学校2校・中学校1校に設置しています。 ● 弱視学級は、小学校1校に設置しています。弱視学級の設置は東京都内でも限られているため、近隣区から通う児童にも指導を行っています。
	④ 特別支援教室(サポートルーム)*【学務課】 知的発達に遅れがなく、発達障がい*がある児童・生徒で、一部特別な指導が必要な児童・生徒に対して、自立活動*の指導を行う特別支援教室(サポートルーム)*を小学校は平成28年度から、中学校は令和3年度から全校に設置しています。 ● 令和3年3月に改訂された東京都の「特別支援教室の運営ガイドライン」を踏まえて、大田区でも令和4年3月に「特別支援教室(サポートルーム)*ガイドライン」を策定し、指導の成果の振り返りを行う節目の期間を「原則の指導期間」として示し、手続き等について各学校に周知しました。 ● 小学校から中学校への進学の際、切れ目なく支援が行えるよう継続して指導を行える体制の整備をしています。 ● 特別支援教室(サポートルーム)*での指導を必要とする児童・生徒の、申込みから指導開始までの期間を短縮するため、相談手続きの簡略化を図っています。

	⑤ 館山さざなみ学校【学務課】 小学校3年生から6年生の児童を対象として、区内の学校と同じ学習をしながら、各自の健康状態に応じた健康、栄養指導により、体力の増進を図っています。ぜんそく、肥満、偏食、病虚弱などのこどものために設置した全寮制の学校です。 ● 施設は校舎・体育館・寄宿舎・食堂・プール等が同一敷地内に設けられ、学校の教職員のほか寄宿舎指導員、看護師等を配置し、児童の学校生活を見守っています。
課題	① 知的障害特別支援学級 ● 知的障害特別支援学級に在籍する児童・生徒の数は増加を続けており、一部地域で4学級編制を維持せざるを得ない状況があり、適正化を図る必要があります。 ● 通学負担の大きい地域があるため、設置校の地域偏在を解消していく必要があります。
	② 自閉症・情緒障害特別支援学級 ● 特別支援教室(サポートルーム)*での指導だけでは、十分な効果を期待することが困難な児童・生徒のニーズに応じて、自閉症・情緒障害特別支援学級の増設が求められています。
	③ 通級指導学級*(弱視・難聴・言語障がい) ● 言語・弱視の通級指導学級*は、小学校のみの設置となっているため、中学校に進学したあとは、通級指導学級*との連携によって支援を継続しています。 ● 在籍校での授業を抜けての通級となるため、学習の遅れへの不安や小学校では保護者による送迎の負担などが課題となっています。
	④ 特別支援教室(サポートルーム)* ● 在籍学級で学習上又は生活上の困難さを抱えている児童・生徒に対して、特別支援教室(サポートルーム)*での指導をより速やかに開始できるような仕組みづくりが必要です。 ● 小学校は拠点校18校、中学校は拠点校4校による巡回体制となっており、小学校に比べて中学校の巡回校が多いことから、各学校における指導時間が限定されてしまう課題が生じています。 ● 小学校1年生入学当初からの特別支援教室(サポートルーム)*利用を求める声が挙がっています。
	⑤ 館山さざなみ学校 ● 施設の老朽化に伴う修繕や、看護師等の安定した人材確保など、学校環境の整備が求められています。 ● 中学生を対象とした学校がないため、健康課題を抱える生徒の支援の拡充が必要です。

今後の方向性	① 知的障害特別支援学級 ● 大田区全体の児童・生徒数の推移を注視しながら、知的障害特別支援学級の新たな設置を検討します。 ● 今後の学校の改築計画に合わせ、設置校の地域偏在による空白地域の解消をめざします。
	② 自閉症・情緒障害特別支援学級 ● 令和8年度までに区内で小学校3校(大森東小・嶺町小・道塚小)と中学校1校(蒲田中)に開設します。 ● 就学相談*の状況や指導の効果を検証し、小学校3校・中学校1校の設置後の設置計画について検討します。
	③ 通級指導学級*(弱視・難聴・言語障がい) ● 引き続き、対象となる障がいがある児童・生徒の支援を行っていきます。 ● それぞれの障がい特性に応じた、多様な教材の活用を推進していきます。 ● 東京都の学級編制基準の改正に伴い、中学校への設置が可能になった言語障害通級指導学級*の研究を行います。
	④ 特別支援教室(サポートルーム)* ● 令和7年度の中学校の拠点校増設に続き、さらなる拠点校増設やグループ編制の見直しについて検討を行っていきます。 ● 特別支援教室(サポートルーム)*での指導を必要とする児童・生徒に早期の指導を実現するため、入室時期を含めた手続きの検討を行っていきます。 ● 特別支援教室(サポートルーム)*での指導のさらなる充実をめざします。
	⑤ 館山さざなみ学校 ● 「館山さざなみ学校のあり方検討委員会報告書」(平成25年3月)を基に、今後の方向性を検討します。 ● 東邦大学と連携した食育*研究の推進により、区内に住む児童・生徒の健康の回復や体力増進に取り組めます。

	7 年度	8 年度	9 年度	10 年度	11 年度
知的障害 特別支援学級	継続	 (地域偏在解消のための検討)			
自閉症・情緒障害 特別支援学級	 嶺町小学校・ 蒲田中学校に 新設	 道塚小学校 に新設	 (就学相談*の実施状況等を踏まえ検討)		
特別支援教室（サ ポートルーム）＊	 南六郷中学校 に拠点増設	 (小学校入学当初からの入室・中学校拠点グループの 再編成を検討)			

(2) 学校における支援体制の充実

特別支援学級*に在籍する児童・生徒や、通常の学級において特別な配慮を必要とする児童・生徒を指導する教員を支援するため、また児童・生徒の安全上の見守りのための人員を各小中学校に配置しています。

現 状	① 通常の学級における人的支援(学校特別支援員・学校特別補助員*) 【指導課】 通常の学級に在籍する発達障がい*など特別な配慮が必要な児童・生徒への指導にあたる学級担任・教科担任を支援するために配置しています。 ● 学校特別支援員*については、児童・生徒に継続的な支援を行うため、令和5年度から段階的に増配置を行い、令和6年度からは小学校全校に配置をしています。 ● 学校特別補助員*については、小学校は週 6 時間、中学校は週 12 時間の基本時数に基づいた配置に加え、学校からの要望や児童・生徒の状況を踏まえ、必要な時数を追加配置しています。
	② 特別支援学級*における人的支援(特別支援学級*介添員)【指導課】 特別支援学級*に在籍し、心身に障がいのある児童・生徒の教育を保障するとともに、一人ひとりの障がいの特徴と発達に応じた対応を行うことを目的に配置しています。 ● 特別支援学級*に在籍する児童・生徒の学習の補助や安全上の見守りを行うため、学級数に応じた人員を配置しています。 ● 児童・生徒の状況に応じて、よりきめ細かな支援を行うため追加配置を行い、人的支援の充実を図っています。
課 題	① 通常の学級における人的支援(学校特別支援員・学校特別補助員*) ● それぞれの職で人材の確保が困難な状況が続いています。 ● 児童・生徒と直接関わる職種であるため、障がいに対する十分な理解啓発が求められます。 ● 一律の配置基準となっているため、学校規模に応じた対応の検討が必要です。 ② 特別支援学級*における人的支援(特別支援学級*介添員) ● 人材の確保が困難な状況が続いています。 ● 児童・生徒と直接関わる職種であるため、障がいに対する十分な理解啓発が求められます。 ● 特別支援学級*の担任教員と連携しながら、一人ひとりの児童・生徒の状況に応じた支援が必要です。

今後の方向性	① 通常の学級における人的支援(学校特別支援員・学校特別補助員*) ● 職務内容をよりわかりやすく記載した募集や、PTA・地域の方の協力等により、障がい理解のある幅広い人材で万全の体制整備をめざします。 ● 研修等を通じて支援にあたるために必要な知識や心構えの啓発に努めます。(参照 P18) ● 着実な人材確保に取り組み、学校特別支援員*の配置を継続的に実施していくとともに、特別な配慮を必要とする児童・生徒の人数や状況に応じた、学校特別補助員*の配置時数により、支援体制を充実させます。
	② 特別支援学級*における人的支援(特別支援学級介添員) ● 職務内容をよりわかりやすく記載した募集や、PTA・地域の方の活用等により、障がい理解のある幅広い人材で万全の体制整備をめざしていきます。 ● 研修等を通じて支援にあたるために必要な知識や心構えの啓発に努めます。(参照 P18) ● 着実な人材確保に取り組み、特別支援学級介添員の配置による支援体制を継続していきます。

(3) 特別支援教育*の指導の充実

特別な配慮や支援を必要とする児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズに対応するため、研修や連絡協議会等の情報共有の機会を通じて、教職員の専門性の向上に取り組んでいます。

現 状	① 教員の資質・専門性の向上【指導課】 教員一人ひとりが特別支援教育*の理念や現状を理解し、特別な支援を必要とする児童・生徒等に対する指導力の確立を図っています。 ● 特別支援教育*研修会(年3回) 通常の学級の担任、知的障害特別支援学級の担任、特別支援教室(サポートルーム)*の巡回指導教員を対象として、それぞれの立場での指導の充実をめざした研修を実施しています。 ● 特別支援教育コーディネーター*連絡協議会(エリアネットワーク*研修会) 各校の特別支援教育コーディネーター*を対象として大学教授等の講演、教員による実践報告、地区別協議等を通して、特別支援教育*についての理解を深め、各学校の特別支援教育*の内容の充実を図っています。 年1回のエリアネットワーク*研修会では、特別支援教育コーディネーター*に限らず、幼児教育センターや教育センター、区内関係機関からの参加も受け入れ、区全体の特別支援教育*の理解促進に努めています。 ● 特別支援教室巡回指導教員*連絡協議会 特別支援教室(サポートルーム)*での指導内容等を共有するとともに、発達障害支援アドバイザーからの助言を受け、各学校での指導の充実を図っています。 ● 校務支援システムを活用し、特別支援教室(サポートルーム)*の教材や支援方法を共有することで、指導の充実を図っています。 ② ICT*機器の活用【指導課】 1人1台のタブレット端末の配備により、教科学習や自立活動*等の指導場面で視覚支援や情報保障を行います。客観的なアセスメント*と連動した指導法(トレーニング)により、学習につまずきのある児童を早期に支援しています。また、発達障がい*等により、通常の検定教科書等において文字や図形を認識することが困難な児童・生徒に、マルチメディアデージー教科書*等の音声教材を提供して支援しています。 ● 令和3年5月までに、区立全小中学校へ1人1台のタブレット端末を配備しました。 ● 令和4年9月にウェブサイト「おおた ICT 教育センター*」を立ち上げ、ICT*を活用した授業事例、ICT*教育に係る関連リンク、大田区の ICT*関連のマニュアルサイトについて、教員向けに情報提供を行っています。
--------	--

現 状	③ キャリア教育*の充実【指導課】 一人ひとりの障がいや特性に応じた体験先を選定することで、充実した職場体験を実施するとともに、就労を見据えたキャリア教育を実現します。 ● 中学校生徒職場体験 中学校第2学年生徒を対象に3日間以上の職場体験を実施し、職業や進路の選択などに必要な勤労観や職業観をはぐくんでいます。また、中学校生徒職場体験連絡協議会を実施し、職場体験の意義や進め方について、教員の理解を深めています。 ● 外部人材を活用したキャリア教育* 多様な職歴をもつ地域ボランティア等の外部人材が、仕事の魅力や働くことの意義について講義することにより、児童・生徒が自身の生き方や職業の選択について自主的に考える態度や基礎的・汎用的能力をはぐくんでいます。
	④ 特別支援学級*介添員、学校特別支援員の資質向上【学務課・指導課】 特別な配慮を必要とする児童・生徒を指導する教員の支援を行い、こどもたちと直接かわりのある職員に対して、毎年研修を実施しています。障がい理解に関する知識の習得や支援の心構えなどの啓発を行っています。 ● 特別支援学級*介添員研修(年2回) 特別支援学級*設置校の校長や教員を講師として、講義やグループワークを通して、具体的な支援の方法を学ぶとともに、経験を共有することで、より良い支援へとつなげていくための研修を実施しています。 ● 学校特別支援員*研修(年1回) 都立特別支援学校*の教員等を講師として、講義やグループワークを通して、発達障がい*の特性や具体的な支援の方法を学ぶとともに、経験を共有することで、より良い支援へとつなげていくための研修を実施しています。
	⑤ 都立特別支援学校*との連携【指導課】 都立特別支援学校*のセンター的機能*を活用し、巡回相談、専門性向上事業、副籍制度*による交流の実施を円滑に行っています。また、都立特別支援学校*の特別支援教育コーディネーター*が研修会等の講師として講話し、教員の理解啓発を推進しています。 ● 巡回相談を活用し、都立特別支援学校*の特別支援教育コーディネーター*から、学校の実情に応じた支援や助言を受けています。 ● 専門性向上事業に関して、対象の区立学校の研究に年間を通じてかわりを持つ都立特別支援学校*の特別支援教育コーディネーター*から、支援や助言を受けています。 ● 年度初めの特別支援教育コーディネーター*連絡協議会において、都立特別支援学校*の特別支援教育コーディネーター*から副籍制度*による交流の実施方法に関する説明を受けています。

課題	① 教員の資質・専門性の向上 ● 特別支援教育*研修会について、それぞれ参加教員数が限られているため、より多くの教員が特別支援教育*の専門性の向上を図る研修の機会を設定する必要があります。
	② ICT*機器の活用 ● 特別支援学級*に在籍する児童・生徒や、特別支援教室(サポートルーム)*を利用する児童・生徒については、一人ひとりの実態に合わせた支援や指導が必要となるため、担当する教員には、特別支援教育*についての高い専門性が求められます。一方で、初任者や通常の学級からの異動者がその役割を担うことになることも少なくありません。
	③ キャリア教育*の充実 ● 特別な支援を必要とする児童・生徒の進学先や就労先に関して、すべての教職員が理解を深めるとともに、一人ひとりに適した進路指導を行う必要があります。 ● 進路指導を教育活動に教科等横断的且つ日常的に取り入れることで、将来のために前向きに学習に取り組む姿勢を醸成する必要があります。
	④ 特別支援学級*介添員、学校特別支援員*の資質向上 ● 特別支援学級*介添員、学校特別支援員*ともに年度途中での採用があるため、時期によってはその年度内に研修を受けられないことがあります。 ● 特別な配慮を必要とする児童・生徒が増加傾向であるため、研修内容のさらなる充実を図る必要があります。 ● 児童・生徒に対して適切な支援を行うため、学級担任を含む学校全体との情報共有や十分な連携が必要です。
	⑤ 都立特別支援学校*との連携 ● 基本的に、都立特別支援学校*の特別支援教育コーディネーター*が区立学校を訪れて支援や助言を行っていますが、専門性向上事業の対象となる学校からは、都立特別支援学校*における特別支援教育*の実践を実地で学びたいという要望を受けています。

今後の方向性	① 教員の資質・専門性の向上 ● これまで実施してきた研修会及び連絡協議会を、今後も確実に実施するとともに、ICT*を活用した研修動画のオンデマンド配信等を行い、研修の機会を拡大することでより多くの教員の資質・能力を向上させます。 ● 指導方法や教材のデータを蓄積することで、多様な教育的ニーズに対応できるよう支援を充実させます。
	② ICT*機器の活用 ● ICT*を活用した教育ソフトを導入し、教員に対して、特別支援教育*に関わる知識の獲得、学校生活支援シートや個別の指導計画*の作成、日々の支援や指導に使用する教材の作成等を包括的にサポートすることで、特別支援教育*の質の確保や向上を図ります。
	③ キャリア教育*の充実 ● 研修会及び連絡協議会を通じて、特別な支援を必要とする児童・生徒の進学先や就労先に関する理解を深め、充実した進路指導の実現を図るとともに、都立特別支援学校*高等部と連携し、一貫した就労支援を図ります。 ● おおたの未来づくりを軸にしたカリキュラム・マネジメントによって、生活单元等を活用して、外部と連携した体験的な学習を充実させます。
	④ 特別支援学級*介添員、学校特別支援員*の資質向上 ● 今後も研修を確実に実施するとともに、研修内容が双方向でより定着率の高いものとなるようさらなる充実をめざします。 ● 研修資料を提供し、年度途中での採用者にも、理解啓発を図ります。 ● 特別支援学級*介添員、学校特別支援員*が適切な支援を行えるように、学校全体で情報共有や連携をしながら、児童・生徒を見守る体制づくりをさらに進めます。
	⑤ 都立特別支援学校*との連携 ● 専門性向上事業の対象となる学校以外にも、希望する区立学校の教職員が都立特別支援学校*を訪問し、都立特別支援学校*における特別支援教育*の実践を実地で学ぶ機会を確保します。 ● 都立特別支援学校*と区立学校との短期人事交流を行い、区立学校教員が都立特別支援学校*における実務で経験した内容を、区立学校に還元します。

(4) 切れ目のない一貫した支援

障がいのある児童・生徒や、医療的ケア*など、配慮を必要とする児童・生徒の状況は多様化しています。一人ひとりに寄り添った支援のため、相談体制の充実に取り組んでいます。

現 状	① 就学相談*のさらなる充実【教育センター】 こどもや保護者に寄り添い、その子のもつ力をより伸ばす教育環境への就学に向け、就学相談体制や就学支援委員会の仕組みの充実に取り組んでいます。 ● 毎年4月に翌年度以降入学児童に対し、就学までの手続き等についての説明会を開催しており、年々参加者が増えています。 ● 就学支援ファイル*の作成により、切れ目のない支援の充実を図っています。 ● 大田区ホームページや区報での周知、幼稚園・保育園等へのポスター配布を通して、就学相談*事業の周知を行っています。 ● 心身に障がいのあるこどもの障がいの特性や状況に応じて、その子のもつ力をより伸ばす教育環境への、就学・転学に向けた相談を実施しています。 ● こどもにとってより良い教育環境を考えるため、心理職等を含む専門家を交えた就学支援委員会を開催しています。
	② 関係機関との連携等による切れ目のない支援 就学前の幼児教育、保育等を担う、幼稚園、保育園等との連携をより一層深め、切れ目のない支援をめざして、早期からの教育相談体制を構築しています。 また、子育て、保健、福祉等の関係機関との連携により特別支援教育*を推進しています。 ● 教育相談【教育センター】 児童・生徒にかかわる様々な問題や悩みについて教職経験者や心理職の教育相談員が相談に応じ、自立への支援や望ましいかかわり方等について助言等を行っています。 ● 就学支援シート*の活用や保幼小地域連携協議会*の開催などを通じて、就学に向けた必要な情報共有を行っています。【幼児教育センター】 ● パARENTトレーニング【教育センター】 発達障がい*のある児童の保護者を対象として、保護者がこどもを正しく理解し、こどもとの好ましいかかわり方を身に付け、こどもが家庭生活はもとより学校生活においても、より適切な行動ができるよう、グループ討議を通して学ぶ学習会を開催しています。 ● 学齢期の発達障がい*支援事業【障がい者総合サポートセンター】 大田区立小中学校の特別支援教室(サポートルーム)*を利用し、集団行動面に困難性を抱えている児童・生徒を対象として、医師の診察や発達評価に基づく専門的な療育を提供しています。 ● スクールカウンセラー*【教育センター】 臨床心理士等をスクールカウンセラーとして区立小中学校・館山さざなみ学校に配置し、児童・生徒の悩みの相談に応じるとともに保護者・教職員などに対して

課題	指導・助言を行います。 ● スクールソーシャルワーカー*【教育センター】 経済的困窮や養育上の困難など、学校だけでは解決が困難な課題がある児童・生徒や保護者に対し、スクールソーシャルワーカー*が社会福祉の専門的な知識を生かし、関係機関等と連携して問題の解決を支援しています。 ● 個別の指導計画*及び個別の教育支援計画*など、就学前機関から提供される情報を参考にして、新入学児童の支援を充実させています。【指導課】 ● 各種協議会による関係機関等との連携を強化しています。【学務課・指導課・教育センター】 (大田区自立支援協議会、障がい者差別解消支援地域協議会、大田区医療的ケア*児・者支援関係機関会議など)
	③ 医療的ケア*児及びその家族に対する支援【学務課】 医療的ケア*が必要な児童・生徒が安心して学校で学ぶことができ、また、保護者にも安心・安全への理解が得られるよう、学校における医療的ケア*の実施体制の充実を図っています。 ● 小学校で医療的ケア*が必要な児童に対して、看護師の配置を行っています。 ● 学校における医療的ケア*の実施に際しては、教育委員会内の安全委員会で検討を行っています。 ● 学童保育利用時だけでなく、放課後こども教室の利用時も医療的ケア*を実施できるように看護師の配置を行っています。
	① 就学相談*のさらなる充実 ● 多様な学びの場が整備されるなか、教職員や心理職等による専門的な相談体制をより一層充実させることが必要です。 ● その子のもつ力をより伸ばす教育環境への就学のために、行動観察を複数の関係者で行うなど就学支援委員会の仕組みを検討していく必要があります。 ● 小学校入学当初からの特別支援教室(サポートルーム)*の利用について、大田区としての考え方や仕組みの整理が必要です。 ● 通級指導学級*については、相談の申込みから就学支援委員会を経て利用開始までに長い時間を要してしまう場合があります。 ● 就学支援委員会に参加する委員の日程調整が困難な状況にあり、開催方法の検討が必要です。 ② 関係機関との連携等による切れ目のない支援 ● 各種相談の中で、的確に就学相談*につながるよう連携に努めていく必要があります。 ● 各課で実施している各種事業についてのさらなる情報共有が必要です。 ③ 医療的ケア*児及びその家族に対する支援 ● 医療的ケア*が必要な児童・生徒が増加傾向にあり、宿泊行事における対応など医療的ケア*の実施体制のさらなる充実が求められています。

	● 多様化する医療的ケア*に対する相談体制の整備など、学校をとりまく支援体制の整備が必要です。
今後の方向性	① 就学相談*のさらなる充実 ● 就学相談*説明会の開催場所や時間の設定について、わかばの家や保育園等と連携し、より参加しやすい形を検討します。 ● 就学支援ファイル*の作成により、切れ目のない支援を充実させます。 ● 区民にとって、わかりやすい資料を作成し、就学相談*事業を周知します。 ● 多様化する就学相談*を担う職員の人員確保や専門性の向上など就学相談*の充実に努めます。 ● 学校見学や体験入学、行動観察など就学までの仕組みづくりの再考を学校等とともに検討します。 ● 就学支援委員会のオンライン開催など、開催形式等を検討します。
	② 関係機関との連携等による切れ目のない支援 ● 障がいのある児童・生徒の自立や社会参加に有効となる各種事業の情報を関係機関で共有するとともに、保護者等に適切に情報を提供することで、特別支援教育*を一層充実させます。 ● スクールソーシャルワーカー*を学校に配置することで、児童・生徒等が相談しやすい環境を充実させるとともに、学校との連携を深め、課題の早期発見・早期支援につなげます。
	③ 医療的ケア*児及びその家族に対する支援 ● 東京都医療的ケア*児支援センターや、区内各機関と連携した、支援を一層充実させます。 ● 大田区立学校におけるガイドラインを策定し、保護者・学校・看護師・主治医・教育委員会のそれぞれの役割を明確化するとともに、相互の連携体制を示すことで、医療的ケア*児にとってよりよい支援体制の整備をめざします。 ● 宿泊行事等における、看護師による医療的ケア*の実施について、都のガイドラインや他自治体での取組状況を参考にしながら具体的な検討を行います。

(5) 共生社会*に向けた教育の推進

誰もがお互いを尊重し支え合い、人々の多様なあり方を相互に認め合える全員参加型の社会の形成に向けて、障がい者理解の推進や障がいのある児童・生徒と障がいのない児童・生徒が共に学び合う環境の整備を行います。

現 状	① 障がい者理解教育の推進【指導課】 各学校において、特別支援教育コーディネーター*や特別支援学級*担任、巡回指導教員等が児童・生徒に対して、障がい者理解のための授業を実施しています。また、各学校からの要請に応じ、都立特別支援学校*の特別支援教育コーディネーター*や民間団体等による出前授業を実施しています。 ● 交流及び共同学習や副籍制度による交流を通じて様々な人と触れ合う経験をし、お互いに助け合うための力をはぐくみます。 ● 障がい者理解に資する研修等を、特別支援教育コーディネーター*や特別支援学級*担任、特別支援教室巡回指導教員*等に対して実施しています。 ● 各学校の要望に応じて、特別支援教室巡回指導教員*が通常の学級の児童・生徒に対して、特別支援教室(サポートルーム)*に関する理解教育の授業を行っています。 ● 都立特別支援学校*のセンター的機能*を活用した巡回相談を、各学校から提出された希望申請書に基づいて実施しています。
	② 交流及び共同学習の充実【指導課】 各学校において、障がいのある児童・生徒と障がいのない児童・生徒との相互のふれあいを通じて、豊かな人間性をはぐくむことを目的とする「交流学习」と、教科等のねらいの達成を目的とする「共同学習」を、計画的に実施しています。 ● 各学校における事前・事後学習を含めた行事等を通じて、特別支援学級*と通常の学級の児童・生徒の交流及び共同学習を実施しています。 ● 特別支援学級*に在籍する児童・生徒のみで行う運動会や球技大会などの連合行事を通して、設置校間での交流及び共同学習を実施しています。
	③ 副籍制度*による交流【指導課】 特別支援学校*(館山さざなみ学校を含む)に在籍する児童・生徒が、居住する地域の区立小中学校に副次的な籍をもち、居住する地域とのつながりの維持・継続を図るために、各学校の児童・生徒と、直接・間接的な交流を計画的に実施しています。 ● 間接的な交流では、お便りの交換や、展覧会への出展などを実施しています。 ● 直接的な交流では、各教科等の授業への参加や、学校行事への参加を実施しています。

課題	① 障がい者理解教育の推進 ● 特別支援教室(サポートルーム)*を利用する児童・生徒によっては、利用していることを隠したい気持ちをもつことがあり、周囲への理解教育の授業を行うことが難しい場合があります。
	② 交流及び共同学習の充実 ● 連合行事に参加することで、各校での通常の学級との交流及び共同学習の時間を十分に確保することが困難となっています。
	③ 副籍制度*による交流 ● 副籍制度*による交流は、都立特別支援学校*が作成する実施計画書兼実施報告書を基に実施しますが、特に間接的な交流において、区立学校が「お便りの交換」を失念して、実施計画書兼実施報告書のとおりには実施できないことがあります。 ● 特別支援学級*との直接交流を希望する場合に、地域とのつながりを維持することや障がいのある児童・生徒と障がいのない児童・生徒をつなぎ支えあって生きる社会の形成を図るという副籍制度本来の趣旨からあてはまらなくなってしまうことがあります。
今後の方向性	① 障がい者理解教育の推進 ● 引き続き交流及び共同学習や副籍制度*による交流を推進し、障がいのある児童・生徒と障がいのない児童・生徒との交流の機会を確保します。 ● これまで実施してきた研修会及び連絡協議会を、今後も確実に実施するとともに、ICT*を活用した研修動画のオンデマンド配信等を行い、研修の機会を拡大することで教員の資質・能力を向上させます。
	② 交流及び共同学習の充実 ● 設置校長会と連携しながら、連合行事等を見直し、特別支援学級*と通常の学級の児童・生徒の交流及び共同学習を充実させていく方法や実施内容を検討します。 ● 特別支援学級*に在籍する児童・生徒の社会参加をめざして、通常の学級の担任と密接に連携しながら交流及び共同学習を推進します。
	③ 副籍制度*による交流 ● 実施計画書兼実施報告書に記載された内容の進捗管理については、特別支援教育コーディネーター*連絡協議会等で教育委員会が定期的に確認を行い、各学校で確実に実施します。 ● 通常の学級と交流する意義等について、区立学校に広く理解啓発を図ることで、充実した副籍制度*による交流を実施します。

用語解説

用語		解説
I	ICT	情報(Information)や通信(Communication)に関する技術 (Technology)の総称で、それぞれの頭文字を取ったもの。
S	SDGs 未来都市	SDGsの理念に沿った基本的・総合的取組を推進しようとする都市・地域の中から、特に、経済・社会・環境の三側面における新しい価値創出を通して持続可能な開発を実現するポテンシャルが高い都市・地域として選定される内閣府の制度。
あ行	アセスメント	児童・生徒についての情報を様々な角度から収集し、それらを整理・分析して、児童・生徒の実態や全体像を理解していくプロセス(様々な情報を基に総合的・多面的に判断し、見立てること)。
	医療的ケア	たんの吸引、経管栄養、導尿等、日常的に行う医行為のこと。
	インクルーシブ教育システム	人間の多様性の尊重等の強化、障がい者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障がいのある者と障がいのない者がともに学ぶ仕組み。インクルーシブ教育システムにおいては、同じ場でともに学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある幼児児童生徒に対して、自立と社会参加を見据えて、その時点で教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みを整備することが重要とされている。
	エリアネットワーク	「特別支援教育*」体制を進めるため、都内を複数のエリアに分け、特別支援学校*や小中学校等と地域の関係機関等によって形成する連携体制のこと。大田区では、東京都立矢口特別支援学校を区エリアの中核的機関となるセンター校として、東京都立城南特別支援学校、東京都立田園調布特別支援学校、東京都立品川特別支援学校、東京都立港特別支援学校、区教育委員会、区立小中学校が日常的なパートナーシップを形成し、エリアネットワーク会議を開催している。

用語		解説
あ行	おおた ICT 教育センター	授業改善を通して、情報活用能力など学習の基盤となる資質・能力を育成することを目的として設置した大田区立学校の教員を対象としたウェブサイト。 教員用タブレット端末から、区内各校の ICT*を活用した効果的な授業事例や国・東京都等の関連資料を閲覧することができる。
か行	学校特別支援員 学校特別補助員	特別な配慮を必要とする児童・生徒の指導にあたる教員を支援する職員のこと。任用形態により職名が異なる。
	キャリア教育	将来こどもたちが直面するであろう様々な課題に柔軟かつたくましく対応し、社会人・職業人として自立していくために、こどもたち一人ひとりの勤労観・職業観を育てていく教育。
	共生社会	これまで必ずしも十分に社会参加できるような環境になかった障がい者等が、積極的に参加・貢献していくことができ、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、人々の多様なあり方を相互に認め合える全員参加型の社会。
	個別の指導計画	学校生活支援シートに示された学校での支援を具体化した指導の計画。児童・生徒一人ひとりの障がいの程度に応じたきめ細かな指導を行うことができるよう、より具体的に指導目標や指導内容・方法を設定し作成するもの。
	個別の教育支援計画	本人や保護者の希望を踏まえて、教育・保健・医療・福祉等が連携して児童・生徒等を支援していく長期計画。本人や保護者に対する支援に関する必要な情報が記載され、乳幼児期から学校卒業後までの一貫性のある支援を行っていくためのツール。東京都では、「学校生活支援シート」と呼んでいる。
さ行	就学相談	障がいのあるこどもの障がいの特性や状況に応じて、その子のもつ力をより伸ばす教育環境への就学に向けて、教育委員会と保護者が行う相談のこと。
	就学支援ファイル	障がいのある児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、適切な支援や円滑な接続を図るため、就学相談の過程で作成するファイル。

用語		解説
さ行	就学支援シート	保護者と幼稚園や保育園などの就学前機関が協力して作成し、小学校に提出するシート。こどもたちの安心して滑らかな就学のため、園での様子や行った指導、家庭での様子や保護者の意向、要望、期待を記入して、小学校へ引き継ぐ。
	食育	様々な経験を通じ、「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践できる人を育てること。
	自立活動	個々の児童・生徒が自立を目指し、障がいによる学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な知識、技能、態度及び習慣を養い、もって心身の調和的発達の基盤を培うことを目的として、特別支援学校*、特別支援学級*及び通級による指導の教育課程において特別に設けられた指導領域。
	スクールカウンセラー	学校に配置され、児童・生徒の悩みの相談に応じるとともに、教員や保護者に対して指導・助言を行う臨床心理に関する専門家。
	スクールソーシャルワーカー	社会福祉などの専門的知識、技術を活用し、問題を抱えた児童・生徒を取り巻く環境に働きかけ、家庭、学校、地域の関係機関をつなぎ、児童・生徒の悩みや抱えている問題の解決に向けて支援する専門家。
た行	通級指導学級	通常の学級での学習におおむね参加でき一部特別な指導を必要とする児童・生徒に対して、各教科等の指導を通常の学級で行いながら、障がいに応じた特別の指導を行うために設置する学級。
	特別支援学級	学校教育法第81条の規定に基づき、特別の支援を必要とする児童・生徒に対し、障がいによる学習上又は生活上の困難を克服するための教育を行うことを目的に設置する学級。

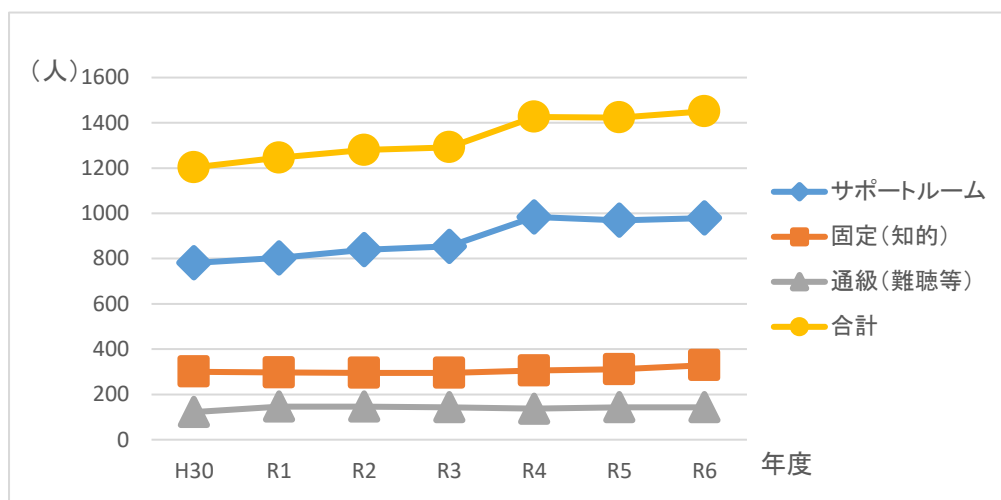
用語		解説
た行	特別支援学校	学校教育法第72条の規定に基づき、視覚障がい者、聴覚障がい者、知的障がい者、肢体不自由者又は病弱者(身体虚弱者を含む。)に対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、障がいによる学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的に設置する学校。地域の小中学校等における特別支援教育*の推進・充実に向けてのセンター的機能を有する。
	特別支援学校のセンター的機能	都立特別支援学校*が、地域の幼稚園や小中学校、高校等における特別支援教育*の推進・充実に向けて、各校や区市町村教育委員会等の要請に応じて必要な助言や援助を行う機能のこと。
	特別支援教育	障がいのある児童・生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、そのもてる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うもの。
	特別支援教育コーディネーター	特別支援教育*にかかわって、学校内の関係者や外部の関係機関との連絡調整役、保護者に対する相談窓口、担任への支援、校内委員会の運営や推進役といった役割を担う職のこと。
	特別支援教室(サポートルーム)	発達障がい*のある児童・生徒が学習上又は生活上の困難さを改善・克服し、可能な限り在籍学級で他の児童・生徒とともに有意義な学校生活を送ることができるよう、発達障がい*教育を担当する特別支援教室巡回指導教員*が各校を巡回して指導を行うために設置するもの。
	特別支援教室巡回指導教員	特別支援教室(サポートルーム)*の指導担当者。各校を巡回し、特別支援教室(サポートルーム)*で特別な指導を行うとともに、在籍学級における児童・生徒の行動観察や必要な配慮等に係る助言、在籍学級担任等との情報共有・連絡調整、校内委員会や支援会議への参画、特別支援教室(サポートルーム)*の運営に関連する業務を担当する。

用語		解説
は行	発達障がい	自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がい、その他これに類する脳機能障がいであってその症状が通常低年齢において発現するもの。
	副籍制度	特別支援学校(館山さざなみ学校含む)*に在籍する児童・生徒が、居住する地域の小中学校に副次的な籍(副籍)をもち、直接的な交流や間接的な交流を通じて、居住する地域とのつながりの維持・継続を図る制度のこと。
	保幼小地域連携協議会	保育所・幼稚園・小学校の交流連携をより一層推進するため、特別支援教育*や幼児教育等について協議を行う会議体。
ま行	マルチメディアデージー教科書	通常の教科書と同様のテキスト、画像を使用し、テキストに音声をシンクロ(同期)させて読むことができるもの。デージー(DAISY)は、「Digital Accessible Information SYstem」の略で、コンピュータやタブレット端末を利用し、文字・音声・画像を同時に再生するデジタル録音図書のこと。

参考資料

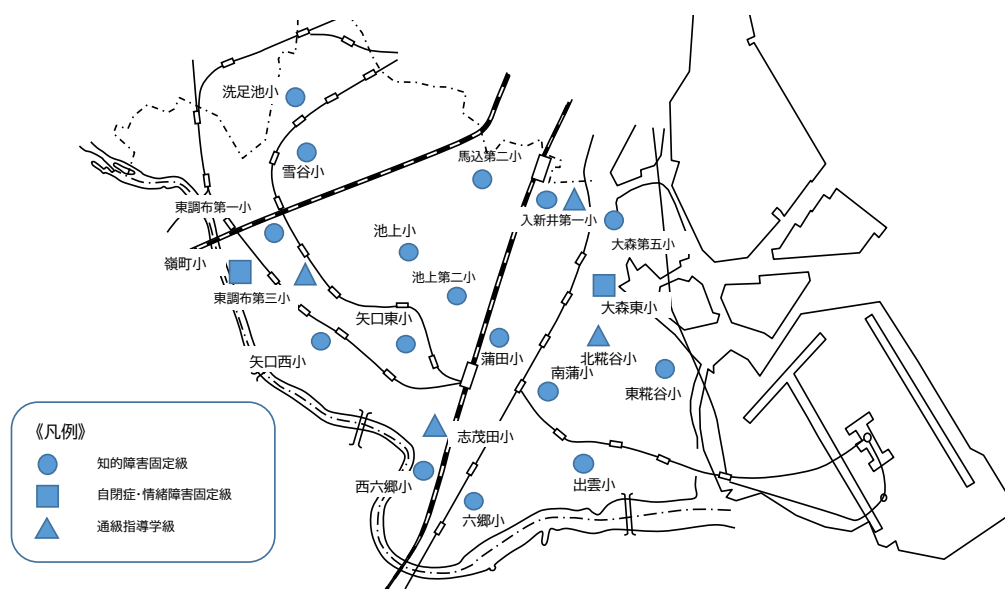
1 大田区における特別支援教育*の現況資料

(1) 小学校特別支援学級等在籍（利用）児童数 <各年度5月1日付>

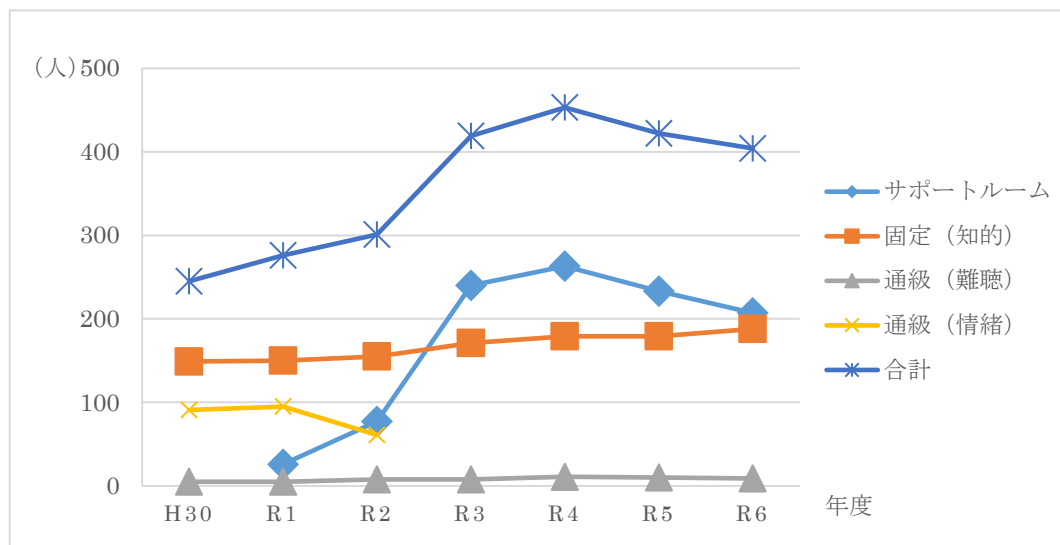


	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
固定（知的）	300 人	297 人	295 人	295 人	305 人	311 人	329 人
固定（自閉症・情緒）	-	-	-	-	-	-	5 人
通級（難聴等）	122 人	146 人	146 人	143 人	137 人	143 人	142 人
弱視	12 人	14 人	10 人	9 人	7 人	7 人	5 人
難聴	16 人	19 人	19 人	16 人	16 人	19 人	17 人
言語障がい	94 人	113 人	117 人	118 人	114 人	117 人	120 人
サポートルーム	781 人	803 人	839 人	854 人	984 人	969 人	976 人
合計	1203 人	1246 人	1280 人	1292 人	1426 人	1423 人	1452 人

小学校特別支援学級設置校配置図 (令和7年4月1日時点)



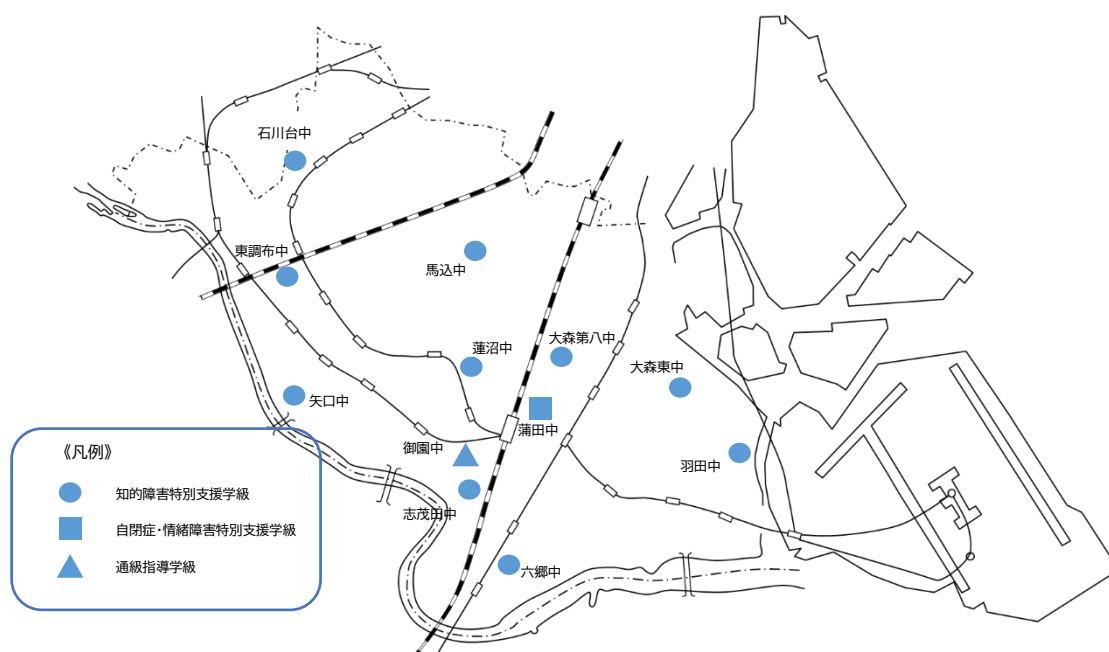
(2) 中学校特別支援学級等在籍（利用）生徒数 <各年度5月1日付>



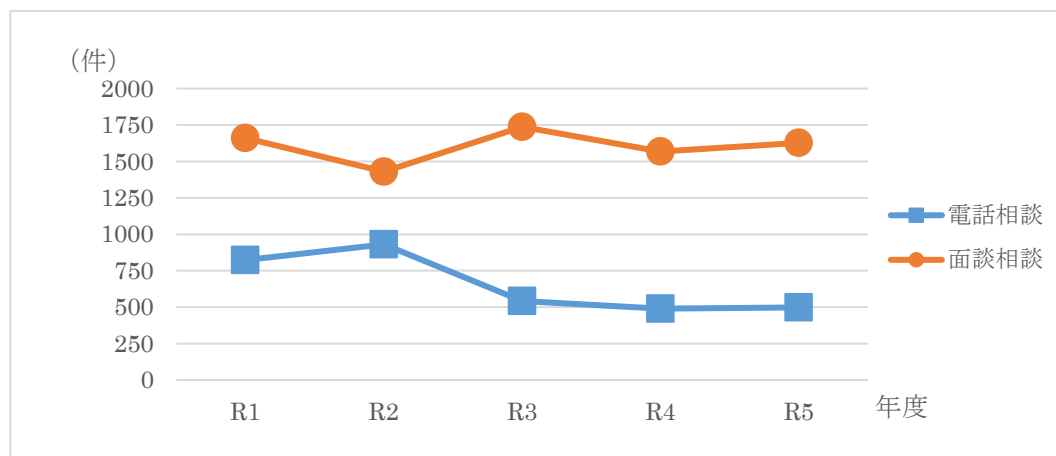
	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
固定（知的）	149 人	150 人	155 人	171 人	179 人	179 人	188 人
通級（難聴）	5 人	5 人	8 人	8 人	11 人	10 人	9 人
通級（情緒）※2	91 人	95 人	61 人	-	-	-	-
サポートルーム	-	26 人	77 人	240 人	263 人	233 人	207 人
合計	245 人	276 人	301 人	419 人	453 人	422 人	404 人

※2 中学校への特別支援教室（サポートルーム）*設置を令和元年度から段階的に行ったため、情緒障害通級指導学級と併存していた期間があります。

中学校特別支援学級設置校配置図 (令和7年4月1日時点)

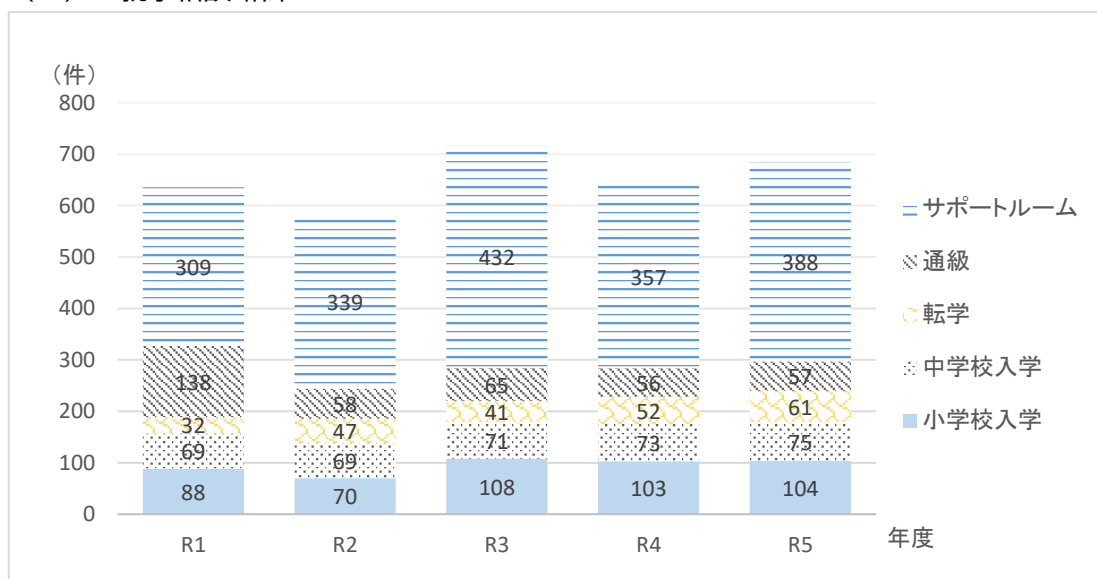


(3) 就学相談*件数



	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
電話相談	824 件	931 件	543 件	490 件	498 件
面談相談	1661 件	1430 件	1737 件	1567 件	1628 件

(4) 就学相談*結果



	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
小学校入学	88 件	70 件	108 件	103 件	104 件
中学校入学	69 件	69 件	71 件	73 件	75 件
転学	32 件	47 件	41 件	52 件	61 件
通級	138 件	58 件	65 件	56 件	57 件
サポートルーム	309 件	339 件	432 件	357 件	388 件

2 大田区特別支援教育推進計画検討過程

(1) 大田区特別支援教育推進計画検討委員会設置要綱

令和6年6月20日6教学発第10732号教育長決定

(設置)

第1条 大田区における特別支援教育に関する施策の総合的かつ計画的な進行を図ることを目的として（仮称）大田区特別支援教育推進計画（以下「計画」という。）を策定するため、「大田区特別支援教育推進計画検討委員会」（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 計画の検討に関すること。
- (2) その他関連する事項に関すること。

(構成)

第3条 委員会は、別表に掲げる委員をもって構成する。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、教育総務部長とする。
- 3 副委員長は、委員長が指名する。
- 4 委員長は、会務を総括する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、委員長が必要に応じて招集する。

- 2 委員会は、所掌事項の関係部局の委員のみで開催することができる。
- 3 委員長は、必要に応じて委員以外の者の出席を求めることができる。
- 4 会議の開催に当たっては、委員の代理出席を認める。
- 5 委員会は、委員長が必要と認めるときは、書面その他の方法によることができる。

(事務局)

第6条 委員会に関する事務を処理するため、教育総務部学務課に事務局を置き、学務課長を事務局長とする。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営その他について必要な事項は、委員長が定める。

付 則

- 1 この要綱は、決定の日から施行する。
- 2 この要綱は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。

別表（第3条関係）

	構 成
学識	学識経験者2名
福祉	大田区手をつなぐ育成会代表
	肢体不自由児者父母の会代表
	大田区三医師会代表
特別支援学校	東京都立矢口特別支援学校代表
	東京都立城南特別支援学校代表
学校関係	大田区立小学校 PTA 連絡協議会代表
	大田区立中学校 PTA 連合協議会代表
	大田区立小学校長会代表
	大田区立中学校長会代表
	大田区立小学校特別支援学級設置校長会会長
	大田区立中学校特別支援学級設置校長会会長
大田区	福祉部障害福祉課長
	障がい者総合サポートセンター次長
	こども家庭部子育て支援課長
教育委員会	教育総務部長
	教育総務部学務課長
	教育総務部指導課長
	教育総務部指導企画担当課長
	教育総務部学校支援担当課長
	教育総務部指導課統括指導主事
	教育総務部教育センター所長

(2) 大田区特別支援教育推進計画検討委員会名簿

	氏 名	肩 書
委員長	今井 健太郎	教育総務部長
学識経験	金子 尚弘	白梅学園大学名誉教授
	山中 ともえ	全日本特別支援教育連盟 研究部長
福祉	閑製 久美子	大田区手をつなぐ育成会代表
	橋本 朋子	肢体不自由児者父母の会代表
	澁井 展子	大田区三医師会代表
特別支援学校	渡邊 優美	東京都立矢口特別支援学校代表
	二階堂 直子	東京都立城南特別支援学校代表
学校関係	竹山 恵誠	大田区立小学校 PTA 連絡協議会代表
	長村 美希	大田区立中学校 PTA 連絡協議会代表
	山本 秀一	大田区立小学校校長会代表
	中野 敏英	大田区立中学校校長会代表
	山崎 宏則	大田区立小学校特別支援学級設置校長会長
	阿部 仁明	大田区立中学校特別支援学級設置校長会長
大田区	浅沼 雄一郎	障害福祉課長
	塚本 靖章	障がい者総合サポートセンター次長
	長沼 宏幸	子育て支援課長
教育委員会	高野 恭子	学務課長
	細田 真司	指導課長
	木下 健太郎	指導企画担当課長
	鈴木 啓介	学校支援担当課長
	秋山 亮	指導課統括指導主事
	早田 由香吏	教育センター所長

(3) 大田区特別支援教育推進計画検討経過

日程	経過	議事内容
令和6年7月30日	第1回検討委員会	・ 体系図に関する検討 ・ 特別支援教育に関する意見交換
令和6年9月2日	第2回検討委員会	・ 意見を踏まえた検討 ・ 新たな事業への意見交換
令和7年1月15日	区議会こども文教委員会	・ 素案の報告 ・ パブリックコメント実施の報告
令和7年1月16日 ～2月5日	パブリックコメントの実施	
令和7年3月24日	教育委員会定例会	・ 計画（案）報告
令和7年4月15日	区議会こども文教委員会	・ 計画報告

令和 7 年 4 月 発行

大田区特別支援教育推進計画

発行 大田区教育委員会

大田区蒲田 5－37－1

ニッセイアロマスクエア 5 階

電話 03－5744－1440

こども文教委員会 令和 7 年 4 月 15 日
教育委員会事務局 資料 3 番
所管 指導課

令和 7 年度部活動管理運営等業務委託事業者の選定結果について

区立中学校における部活動管理運営等業務委託事業者を以下のとおり選定した。

1 受託者

- (1) 部活動管理運営等業務委託 (A グループ: 馬込中、大森第四中、大森第三中、大森第十中、大森第六中、羽田中、志茂田中)

名 称: 特定非営利活動法人地域総合スポーツ倶楽部・ピボットフット

所在地: 東京都大田区西馬込 2-31-3-103

- (2) 部活動管理運営等業務委託 (B グループ: 大森第一中、馬込東中、大森第七中、糀谷中、出雲中、南六郷中、安方中)

名 称: 株式会社アーシャルデザイン

所在地: 東京都渋谷区神宮前 2-4-11 Daiwa 神宮前ビル 3 階

2 業務委託期間 令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

3 選定理由 (概要)

- (1) 効果的な技術指導が実施できる人材及びノウハウを有し、学校部活動における生活指導について適切な考えを持っている。
- (2) 指導者の採用基準が明確で、研修方針、育成方針が定められており、本業務の目的に合っている。
- (3) 教育委員会及び学校関係者との連携方法が具体的かつ適切な体制である。
- (4) トラブルや事故が発生した場合の対応手順が適切かつ明確である。
- (5) A グループの業務には、複数の学校の生徒が集まって行う合同部活動の取り組みを含むが、その効果的な実施が期待できる。

4 応募事業者数 5 事業者

5 選定経過

	時 期	項 目
1	1 月 16 日 (木)	募集要領等の公表 (ホームページ)
2	1 月 23 日 (木)	募集内容に関する質問の受付期限
3	1 月 28 日 (火)	質問に対する回答 (ホームページ)
4	1 月 16 日 (木) から 2 月 7 日 (金)	提案書類の受付期間
5	2 月 10 日 (月) から 2 月 14 日 (金)	一次審査 (書類審査)
6	2 月 17 日 (月)	結果通知発送
7	2 月 28 日 (金)	二次審査 (面接審査)
8	3 月 5 日 (水)	選定結果通知発送
9	4 月 1 日 (火)	部活動管理運営等業務委託開始

こども文教委員会 令和 7 年 4 月 15 日
教育委員会事務局 資料 4 番
所管 教育センター

つばさ調布教室の開室について

- 1 施設名称
つばさ調布教室
- 2 所在地
大田区南千束二丁目 16 番 19 号（旧・千束特別出張所）
- 3 開室日
令和 7 年 5 月 7 日（水）

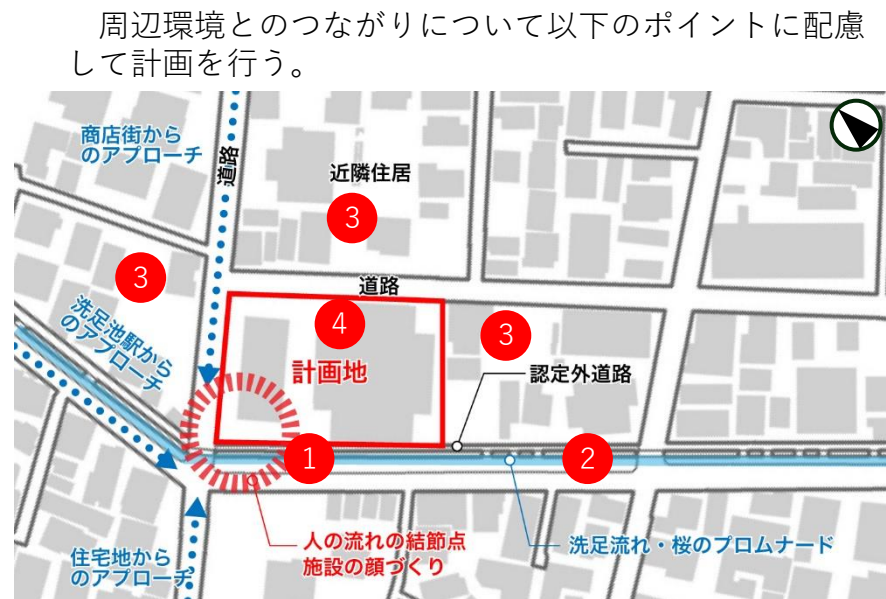


1 策定の目的

本基本計画は、「（仮称）上池台二丁目複合施設基本構想」（以下「基本構想」という。）に基づき、「既存洗足区民センターの建て替え」に向けた設計上の条件となる事項をまとめることを目的とする。

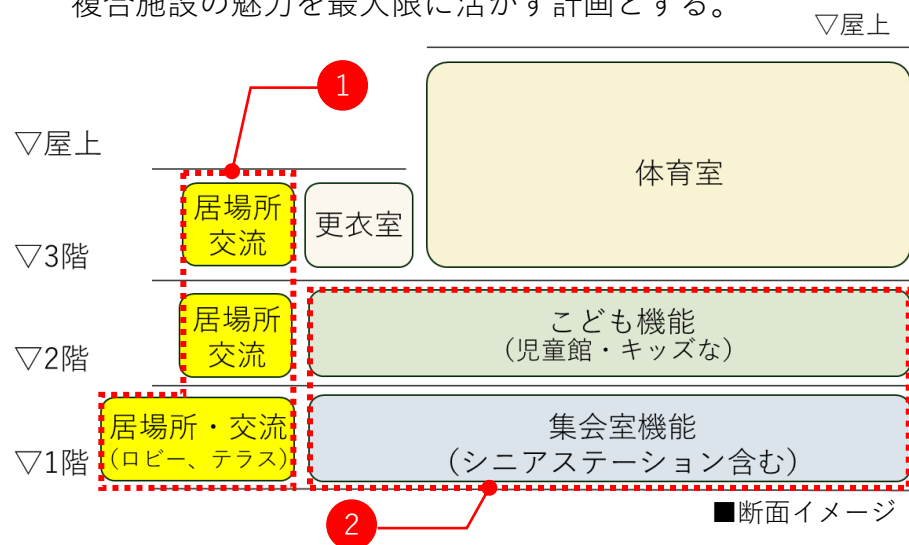
周辺環境の分析、建物ボリュームの検討及び各機能の特性を踏まえたゾーニングの考え方の整理に加えて、基本構想で定めたコンセプトの実現に向けた「施設機能」の具体化を行い、管理運営も見据えた諸室規模や仕様を検討するなど「**利用者の活動に資する諸室・施設**」の**条件整理を行った**。

2 計画地周辺環境の分析



3 建物ボリュームとゾーニングの考え方

複合施設の魅力を最大限に活かす計画とする。



■基本構想の建替えコンセプト
『つながる・ひろがる地域の輪』

すべての地域住民の人と人の多様なつながりを大切に、生涯にわたり新たな出会いや発見が地域の力の向上につながる施設をつくりあげます。

1. すべての地域住民の交流の場であって、安全・安心な居場所となる施設
世代や文化、障がい等に関わらず全ての地域住民の主体的な交流が図られる場所として、誰もが自分の居場所と感じられる安全で安心な空間を創出します。

2. 全世代の学び場であって、成長や発見の機会を創出する施設
すべての世代に対して学びを創出する施設であって、地域住民の興味関心が広がり、元気にいつまでも主体的な活動ができる魅力的な施設を目指します。

3. 自然や文化の活力があふれ、まち全体が活性化する地域拠点
施設周辺は、「洗足流れ」をはじめとして自然豊かな環境があり、地域をにぎわす洗足池商店街があります。「洗足池公園」には、歴史や文化が詰まっており、勝海舟の功績や大田区との縁を紹介する「勝海舟記念館」が隣接しています。こうした多様な資源を活用しながら、まち全体が活性化していく施設をつくります。

- ポイント①
洗足流れ、にぎわいのある商店街、住宅地それぞれからアクセスしやすい位置にある**本施設の西側角に施設の顔となる機能や魅力的なアプローチ空間を創出する。**
- ポイント②
洗足流れ沿いの豊かな水と緑を活かし、一体的な**景観づくりに配慮する。**
- ポイント③
住宅地の中に立地しているため、音や視線など**住環境等に配慮する。**
- ポイント④
駐車場については既存の位置をベースに**安全性や利便性に配慮する。**

- 【前提条件】
法規制等により面積・高さともに**既存と同程度の建物ボリュームとする。**
- ポイント①
施設全体で「つながる、ひろがる」のコンセプトを実現するために、居場所・交流空間に吹抜等を計画し、**つながりに配慮する。**
- ポイント②
機能連携を図りやすくするために、諸室の兼用や利用者層が**類似している機能を同一フロアに配置する。**

4 コンセプトの実現に向けた「施設機能」の具体化

基本構想で定めた「施設機能」について、既存施設の利用状況やニーズ・社会情勢の変化等を的確に捉えて再構築していくため、以下の取り組みを通して各所管のやりたいこと・やるべきことを掘り下げ、ハード・ソフト両面から「**利用者の活動**」の**具体化**を図った。

取組み1：所管課による実施したいと考えていることに関する設計事務所へのプレゼン

取組み2：計画段階からの所管課・設計・工事担当とのディスカッション

- ★**居場所・交流機能（共有空間）**を設けて「つながる・ひろがる地域の輪」の実現を目指す。
- ・居場所（談話、読書、囲碁・将棋、学習、軽飲食、作品の展示 など）
 - ・多世代交流（季節のイベント、スマホ講座、絵本の読み聞かせ、ベビーカーメンテナンスなど）
- ★**貸館機能（多目的室）**は既存の使われ方をベースに以下の活動が可能な計画とする。
- ・軽運動利用（フレイル予防のための体操、踊り・ダンス、ヨガ、卓球等の高さのいらないスポーツなど）
 - ・会議室利用（フラワーアレンジメントなどの各種講座、会議など）
- ★**貸館機能（体育室）**は既存の使われ方をベースに以下のスポーツが可能な計画する。
- ・テニス、バドミントン、バスケットボール、バレーボールなど
- ★**高齢者支援機能（シニアステーション）**は既存ゆうゆうくらぶを参考に以下の活動を想定する。
- ・フレイル予防のための体操、ヨガ、ストレッチ、手芸、脳トレ など
- ★**こどもの居場所機能（児童館）**は、乳幼児親子を対象とした子育てひろば（※1）や、一般利用（小中高生）、学童保育事業（※2）を想定する。
- ★**子育て支援機能（子ども家庭支援センターキッズな）**は、子育てひろば事業（乳幼児親子の居場所）（※1）、相談事業（子育てや家庭の悩み相談）、ファミリーサポート事業（ボランティアの登録や相談会）、一時預かり事業（生後5か月～小学校就学前）を想定する。
- ※1 子育てひろば事業は、児童館とキッズなの施設間連携により、諸室のシェアや一体的な運営に向けて検討する。
※2 放課後ひろばの整備拡充により児童館内学童保育の需要が解消されるまでの間の運営を想定。

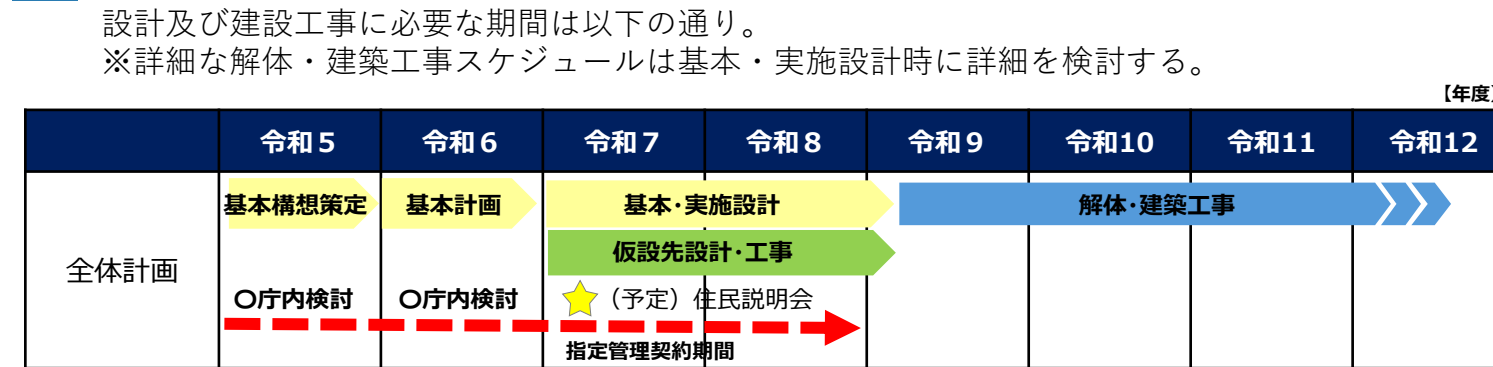
5 建設中の対応について

基本構想で定めた「代替地における仮設運用」については、「こども機能」を対象とし以下の通りとする。

- 児童館（学童保育事業含む） → 三本松公園拡張用地の一部
- 子ども家庭支援センターキッズな → 洗足池児童館の一部

なお区民センター（集会室・体育館・ゆうゆうくらぶ）の運用は建替え期間中は休止する。

6 今後のスケジュール



（仮称）上池台二丁目複合施設
（洗足区民センター）基本計画
（案）

令和7年4月

大田区

— 目次 —

1. 事業概要	1
2. 計画敷地概要	3
3. 法的条件の整理、建物ボリューム案	5
4. 施設計画	
(1) 施設ゾーニング案	10
(2) ゾーニングで配慮する事項	11
(3) 必要諸室の整理施設	12
5. 工事期間の検討	13
6. 今後のスケジュール	14

1. 事業概要

1-1. 事業概要

既存施設の老朽化に伴い、洗足区民センター及び上池台児童館を建替え、新たにシニアステーションを加えた複合施設を一体で新設します。

1-2. 策定の目的

本基本計画は、「（仮称）上池台二丁目複合施設基本構想」（以下「基本構想」という。）に基づき、「既存洗足区民センターの建て替え」に向けた設計上の条件となる事項をまとめることを目的とします。

周辺環境の分析、建物ボリュームの検討及び各機能の特性を踏まえたゾーニングの考え方の整理に加えて、基本構想で定めたコンセプトの実現に向けた「施設機能」の具体化を行い、管理運営も見据えた諸室規模や仕様を検討するなど「利用者の活動に資する諸室・施設」の条件整理を行いました。

1-3.本施設が目指すべき姿

基本構想では、建替えコンセプトを掲げるとともに、具体的な3つの基本方針を定めています。

基本構想に基づき、『つながる・ひろがる地域の輪』をコンセプトに、区民にとって、安心・安全な居場所であり、主体的な活動ができ、まち全体が活性化する活動拠点を創出します。

また、基本計画では下記のコンセプトを実現するために、具体的な施設の使い方について、条件整理を行いました。

基本構想

『つながる・ひろがる地域の輪』

すべての地域住民の人と人の多様なつながりを大切にし、生涯にわたり新たな出会いや発見が地域の力の向上につながる施設をつくりあげます。

1. すべての地域住民の交流の場であって、安全・安心な居場所となる施設

世代や文化、障がい等に関わらず全ての地域住民の主体的な交流が図られる場所として、誰もが自分の居場所と感じられる安全で安心な空間を創出します。

2. 全世代の学び場であって、成長や発見の機会を創出する施設

すべての世代に対して学びを創出する施設であって、地域住民の興味関心が広がり、元気にいつまでも主体的な活動ができる魅力的な施設を目指します。

3. 自然や文化の活力があふれ、まち全体が活性化する地域拠点

施設周辺は、「洗足流れ」をはじめとして自然豊かな環境があり、地域をにぎわす洗足池商店街があります。「洗足池公園」には、歴史や文化が詰まっており、勝海舟の功績や大田区との縁を紹介する「勝海舟記念館」が隣接しています。こうした多様な資源を活用しながら、まち全体が活性化していく施設をつくりまします。

2. 計画敷地概要

2-1. 周辺環境について

計画敷地は、東急池上線の洗足池駅から南へ約0.3kmの場所にあります。近隣には洗足池、勝海舟記念館、洗足池図書館があり歴史・文化などの地域資源が豊富な地域となっています。

敷地南西側には「洗足流れ」「桜のプロムナード」があり自然豊かな環境を形成しています。駅や洗足池商店街の賑わいを感じつつ、自然・歴史・文化などの豊かな地域資源を取り込むことができる立地となっています。



2-2. 用途地域など

敷地概要は以下の通りです。用途地域が第1種中高層住居専用地域であるため、既存区民センター（集会室、体育室）については既存不適格の状態です。建替えにあたっては、建築基準法48条の許可の取得が必要になります。

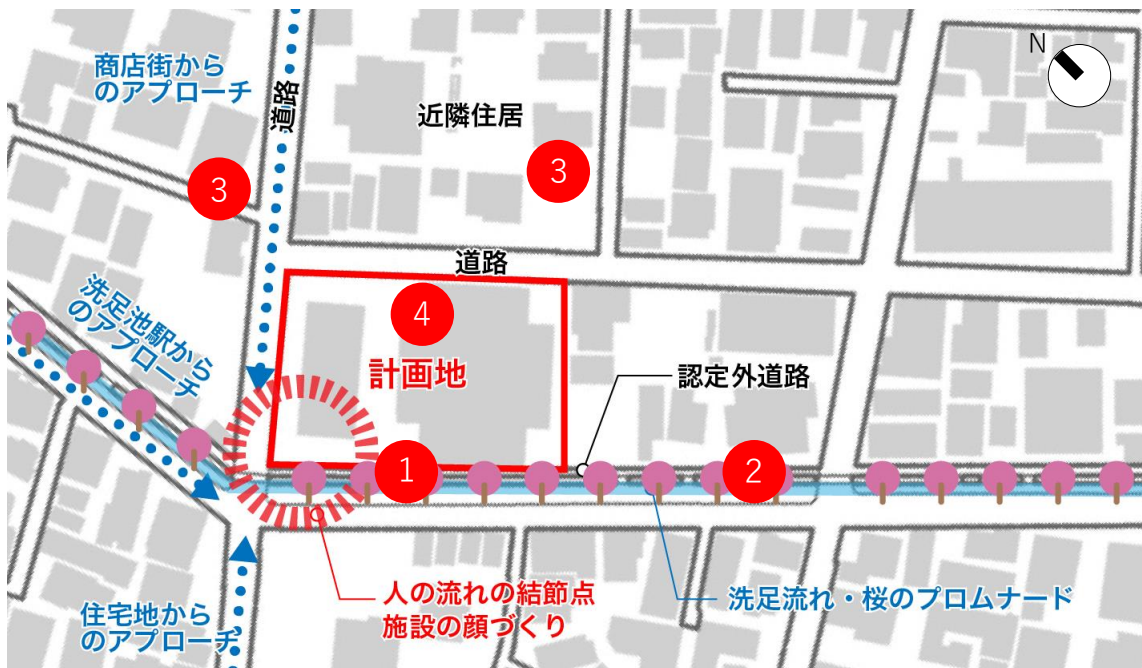
住所（住居表示）	東京都大田区上池台二丁目35番2号
住所（地名地番）	東京都大田区上池台二丁目114-1、114-2
敷地面積	2,045.39㎡
地域地区	第1種中高層住居専用地域（容積率200%、建ぺい率60%）、第2種高度地区、準防火地域

2-3. 周辺環境とのつながりや重視すべきポイントについて

洗足池駅からの洗足流れ沿い、にぎわいのある商店街、住宅地と、本施設は各方面からそれぞれアプローチしやすい場所であり、人の流れの多い場所に位置しています。特に西角は人の流れの結節点であることから、施設の顔となる機能や魅力的なアプローチ空間の創出が大切です。

洗足流れに面していることを活かし、一体的な景観づくりに配慮します。

3面道路ですが、道路幅員も狭く住宅も密集していることから、音や安全性に配慮が必要です。また、斜線制限や日影規制も厳しいことから、部分的に壁面をセットバックするなど建物ボリュームの工夫が必要です。



ポイント①

洗足流れ、にぎわいのある商店街、住宅地それぞれからアクセスしやすい位置にある本施設の西側角に施設の顔となる機能や魅力的なアプローチ空間を創出する。

ポイント②

洗足流れ沿いの豊かな水と緑を活かし、一体的な景観づくりに配慮する

ポイント③

住宅地の中に立地しているため、音や視線など住環境等に配慮する。

ポイント④

駐車場については既存の位置をベースに安全性や利便性に配慮する。

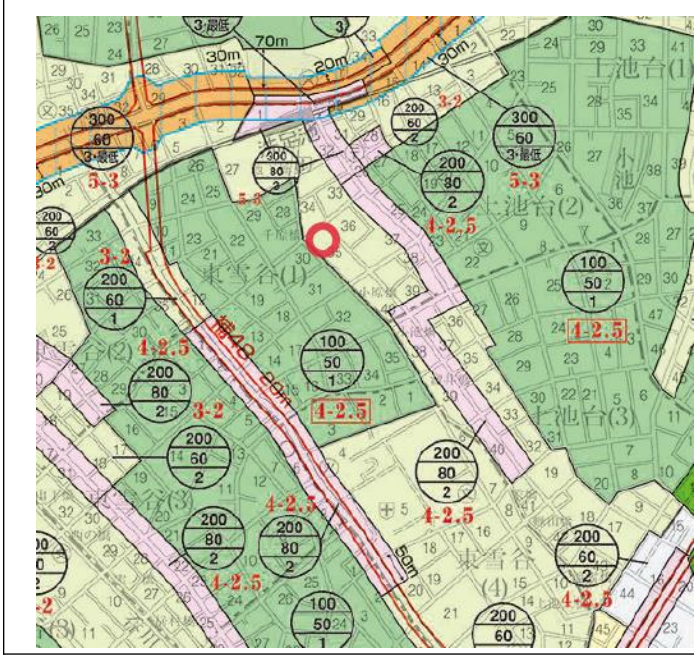
3. 法的条件の整理、建物ボリューム案

3-1. 法的条件

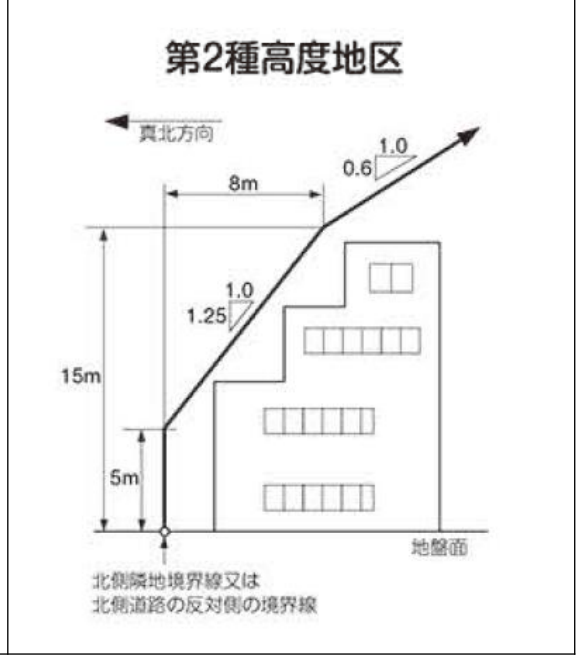
■敷地概要

計画地	(住居表示)	東京都大田区上池台二丁目35番2号	
	(地名地番)	東京都大田区上池台二丁目114-1、114-2	
敷地面積	2,045.39㎡		
地域地区	第1種中高層住居専用地域、準防火地域、 第2種高度地区（H5m+1.25/1、H15m+0.6/1）		
景観計画の区域区分	市街地類型（住環境保全市街地）		
許容建ぺい率・容積率	80（60+10角地+10準耐火）%	200%	
許容建築面積・ 容積率対象面積	1636.34㎡	4,090.86㎡	
道路斜線	適用距離20m+勾配1.25 ※地盤面0mで検討		
隣地斜線	立ち上がり20m+勾配1.25 ※地盤面0mで検討		
日影規制	3時間-2時間 測定面4m ※平均地盤面0mで検討		

■都市計画図



■高度地区



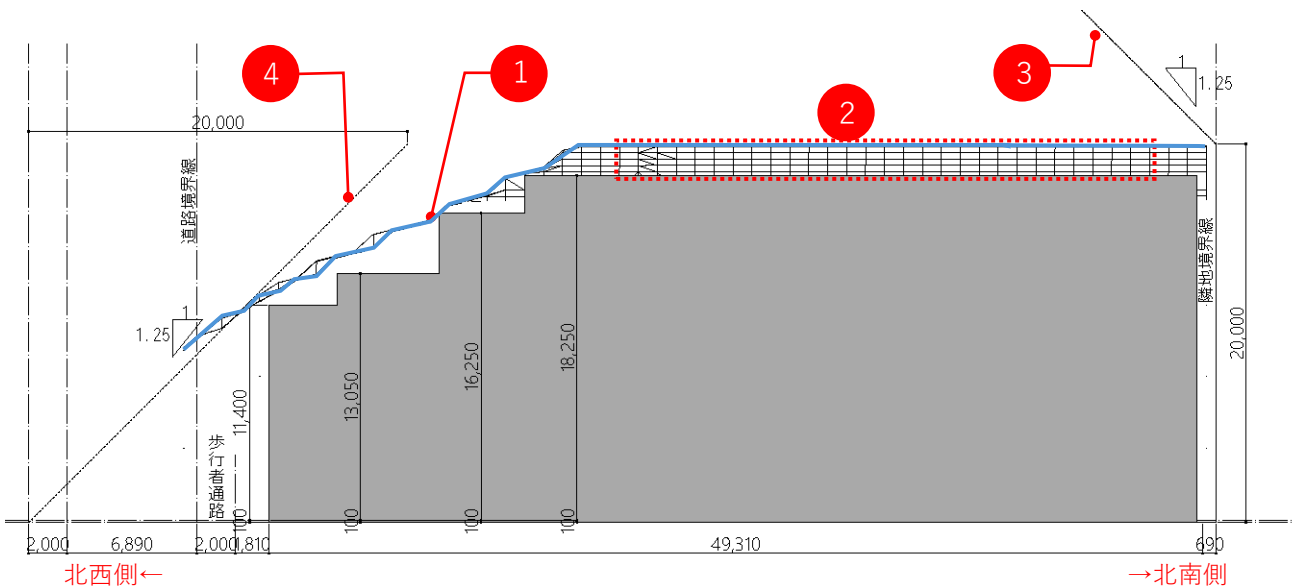
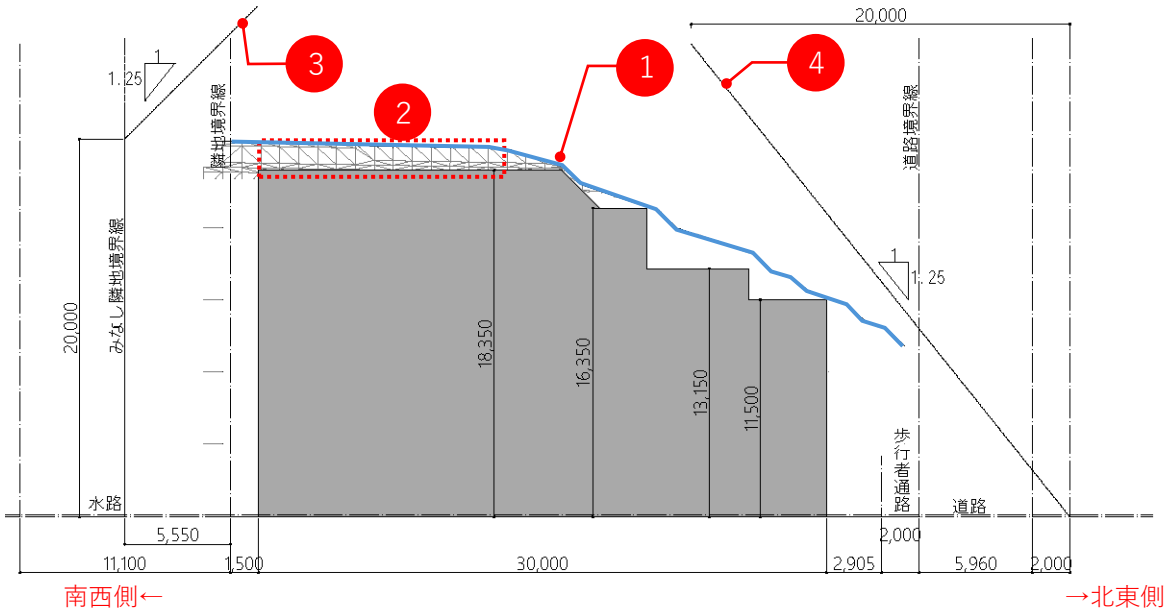
■各種条例基準

緑化（台地部地域） ※大田区へ緑化計画書を提出した場合、「東京における自然の保護と回復に関する条例」第14条に基づく東京都への緑化計画書の届出を省略できる	【みどりの条例による地上部緑化基準】 敷地面積（道路拡幅、隅切りを除くこと可能）×（100-80※）×0.01×0.35 ＝敷地面積×7%以上…④ ※建ぺい率には緩和も含めることできる 【大田区公共施設整備指針第7条による地上部緑化基準】 敷地面積×10%以上…⑤ ④<⑤より、敷地面積×10%以上 【接道緑化基準】接道長さ×0.7以上 【屋上緑化基準】屋上で利用可能面積×0.25以上 地上部：2045.43×0.1＝204.54㎡以上 屋上部：810.86×0.25＝202.71㎡以上 接道部：92.09※×0.7＝64.46㎡以上 ※北東(53.57m)・北西(38.52)
自転車駐輪場台数	用途が対象外のため、義務なし
駐車台数 （東京都駐車場条例：周辺地区） ※特定用途の面積は今後の計画に合わせて要確認 【現在の考え方は以下】 ・特定用途：区民センター・体育館・SST ・非特定用途：児童館・子ども家庭支援センター・学童保育 ・廊下トイレ階段などの共用部は按分とする	合計6台 ※特定用途2200㎡、床面積4000㎡で算定 緩和係数①＝1－{（6000-4,000）／（2×4,000）}＝0.75 緩和係数②＝1－{（6000-4,000）／4,000}＝0.5 附置台数の算定：（2,200×①0.75）㎡／300㎡＝5.5→6台…④ 荷さばき駐車場付置台数の算定： （2,200×②0.5）㎡／7,000㎡＝0.157→1台 ④の内訳…6台×0.3＝1.8 →2台以上は普通車対応とする →普通車(2.5mx6m)1台、障がい者用(3.5mx6m)1台、小型車(2.3mx5m)3台、荷さばき用(3mx7.7mxH3mまたは4mx6mxH3m)1台以上（障がい者用車室および、荷さばき用車室は、普通車用車室の内数とした。）
地域力を生かした大田区まちづくり条例 （一定規模建設事業に該当）	壁面後退 50cm以上 公道等の拡幅整備_道路中心から3.25m以上、角地のすみ切り底辺3m以上 駐車場 (2.3mx5m)2台以上 ※東京都条例のほうが厳しい 自動二輪車等駐車場 用途に応じて必要台数を設置 防火水槽 事業区域面積1500㎡以上⇒40t×1基 雨水抑制 事業区域面積500㎡以上対象 廃棄物保管場所、再利用対象物保管場所 設置 エレベーターに防災キャビネットを設置
大田区公共施設整備指針	壁面後退_基準2条(2) 1m以上 歩行者通路_基準3条(1) 幅員2m以上（既設歩道と一体整備→合計2m以上） 隅切り_基準3条(3) 底辺3m以上 樹木本数_基準4条(11) 高1本、中2本、低5本/10㎡緑地毎 樹種_基準4条2項 区の木「クスノキ」区の花「ウメ」シンボルツリー：植樹時5m以上 雨水流出抑制施設_基準5条2項 0.05m3×2,045.39＝102.2695≒103m3以上

3. 法的条件の整理、建物ボリューム案

3-2. 建物ボリュームの検討（断面図）

— 日影制限ライン（建物はこのラインを越えることはできません）



断面ポイント①（逆日影ライン）

日影規制が厳しいため、北東側・北西側のボリュームは高さを抑える必要がある

断面ポイント②

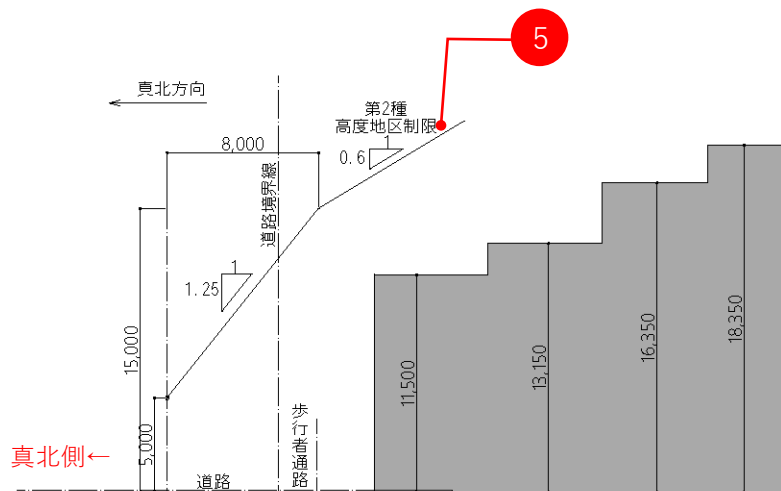
体育室上部は太陽光パネル設置を検討

断面ポイント③

隣地斜線による制限あり

断面ポイント④

道路斜線による制限あり



<C-C 断面図 1:400>

断面ポイント⑤
第2種高度地区のため、北側斜線による制限あり

<道路斜線制限の検討について>

歩行者用通路（2.0m）を後退距離として検討に含んでいます。

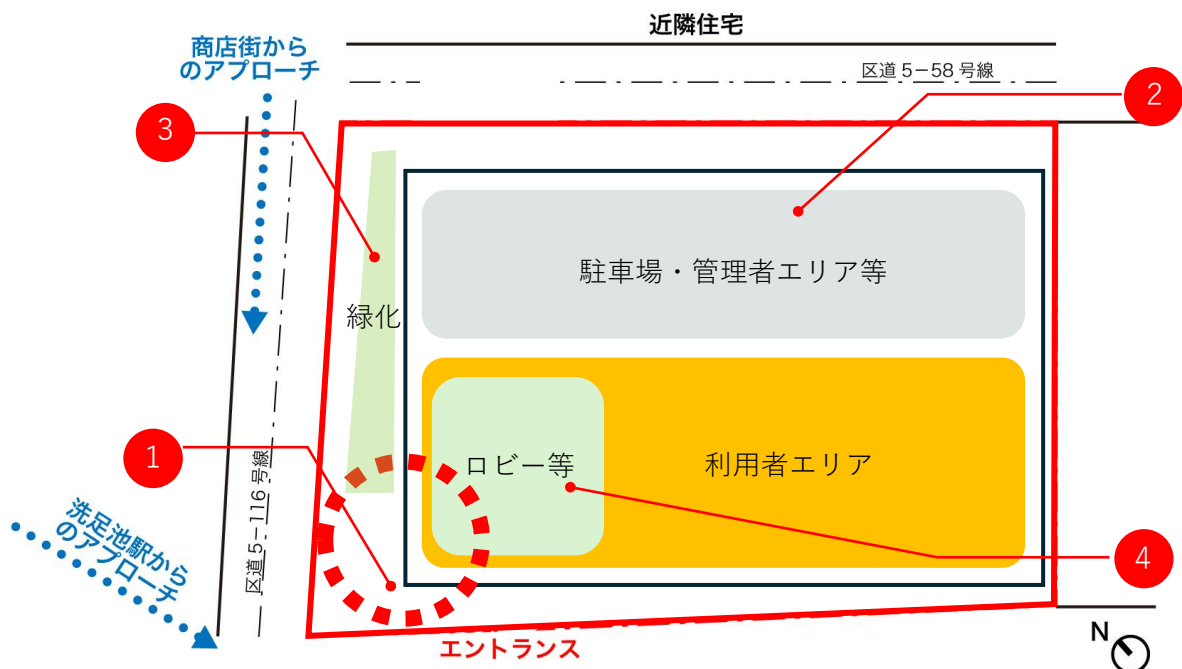
※フェンスや庇等の位置構造が未定のため、建物の後退距離分の緩和は見込んでいません。

3-3. 配置比較

-

3-3.配置比較より、A案をベースとした配置計画のポイントを以下に示します。

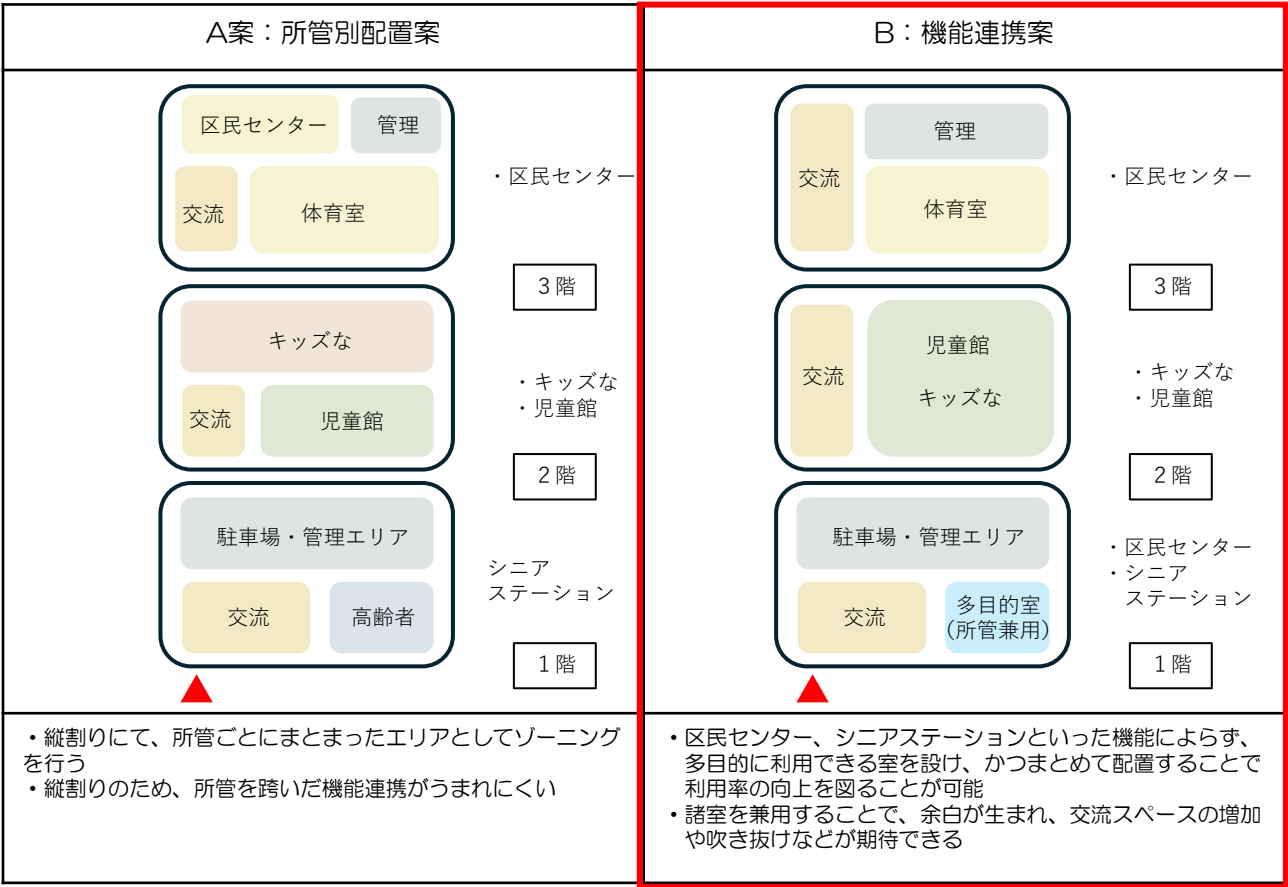
- ①周辺の人の流れを考え、メインアプローチは西側が望ましいと考えます。
- ②駐車場や駐輪場は人の流れの多い北西側を避けた北東側に計画し安全性や利便性に配慮します。
- ③各種条例や整備指針により定められている歩行者用通路や緑化面積を満たしながら、豊かな歩行者空間を計画します。
- ④基本構想のコンセプトを踏まえ、人の流れのあるスペースにテラスやロビーなどの交流スペースを計画するとともに、周辺の豊かな資源と一体的な景観づくりを行います。



4. 施設計画

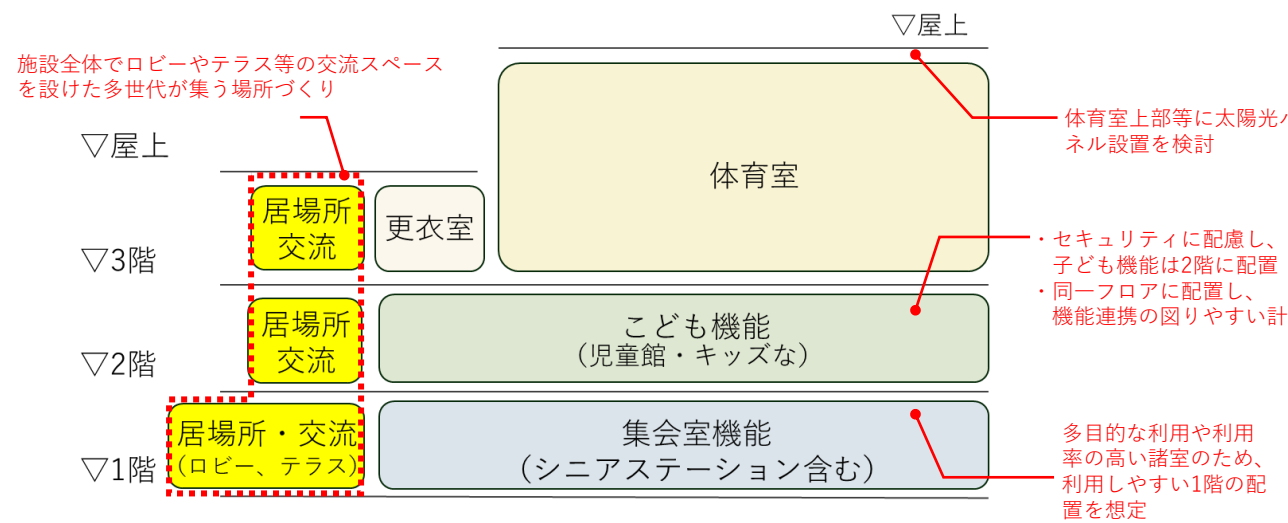
4-1. 施設ゾーニング案

○平面ゾーニング比較検討



○断面ゾーニング

- ・諸室の兼用や利用者層が類似している機能は同一フロアに配置することで、機能連携の図りやすい計画とします。
- ・吹抜等の計画により、上層階の視認性を高めた計画とすることで回遊性の向上を図り、基本構想で掲げられている、「つながる、ひろがる」のコンセプトを実現します。



■ 1階

⑤床面積を最大限活用するために、諸室の多機能化やフレキシブルな計画として、異なる規模や性能の部屋を所管に関わらず利用できるよう、諸室の兼用化を検討します。

■2階・3階・屋上

◎屋内に配置できない設備スペース等は
屋上設置を検討し、目隠し壁を設置する
など周囲への景観にも配慮します。



4. 施設計画

4-3. 必要諸室の整理

基本構想で定めた「施設機能」について、既存施設の利用状況やニーズ・社会情勢の変化等を的確に捉えて再構築していくため、以下の取り組みを通して各所管のやりたいこと・やるべきことを掘り下げ、ハード・ソフト両面から「利用者の活動」の具体化を図りました。

取組み1：所管課による実施したいと考えていることに関する設計事務所へのプレゼン

取組み2：計画段階からの所管課・設計・工事担当とのディスカッション

★居場所・交流機能（共有空間）を設けて「つながる・ひろがる地域の輪」の実現を目指す。

- ・居場所（談話、読書、囲碁・将棋、学習、軽飲食、作品の展示 など）
- ・多世代交流（季節のイベント、スマホ講座、絵本の読み聞かせ、ベビーカーメンテナンスなど）

★貸館機能（多目的室）は既存の使われ方をベースに以下の活動が可能な計画とする。

- ・軽運動利用（フレイル予防のための体操、踊り・ダンス、ヨガ、卓球等の高さのいろいろなスポーツなど）
- ・会議室利用（フラワーアレンジメントなどの各種講座、会議など）

★貸館機能（体育室）は既存の使われ方をベースに以下のスポーツが可能な計画とする。

- ・テニス、バドミントン、バスケットボール、バレーボールなど

★高齢者支援機能（シニアステーション）は既存ゆうゆうくらぶを参考に以下の活動を想定する。

- ・フレイル予防のための体操、ヨガ、ストレッチ、手芸、脳トレ など

★こどもの居場所機能（児童館）は、乳幼児親子を対象とした子育てひろば（※1）や、一般利用（小中高生）、学童保育事業（※2）を想定する。

★子育て支援機能（子ども家庭支援センターキッズな）は、子育てひろば事業（乳幼児親子の居場所）（※1）、相談事業（子育てや家庭の悩み相談）、ファミリーサポート事業（ボランティアの登録や相談会）、一時預かり事業（生後5か月～小学校就学前）を想定する。

※1 子育てひろば事業は、児童館とキッズなの施設間連携により、諸室のシェアや一体的な運営に向けて検討する。

※2 放課後ひろばの整備拡充により児童館内学童保育の需要が解消されるまでの間の運営を想定。

5. 工事期間の検討

5-1. 工事行程

現在想定している工事期間は以下の通りです。なお、今後の基本設計の検討により、期間は変更となる可能性があります。

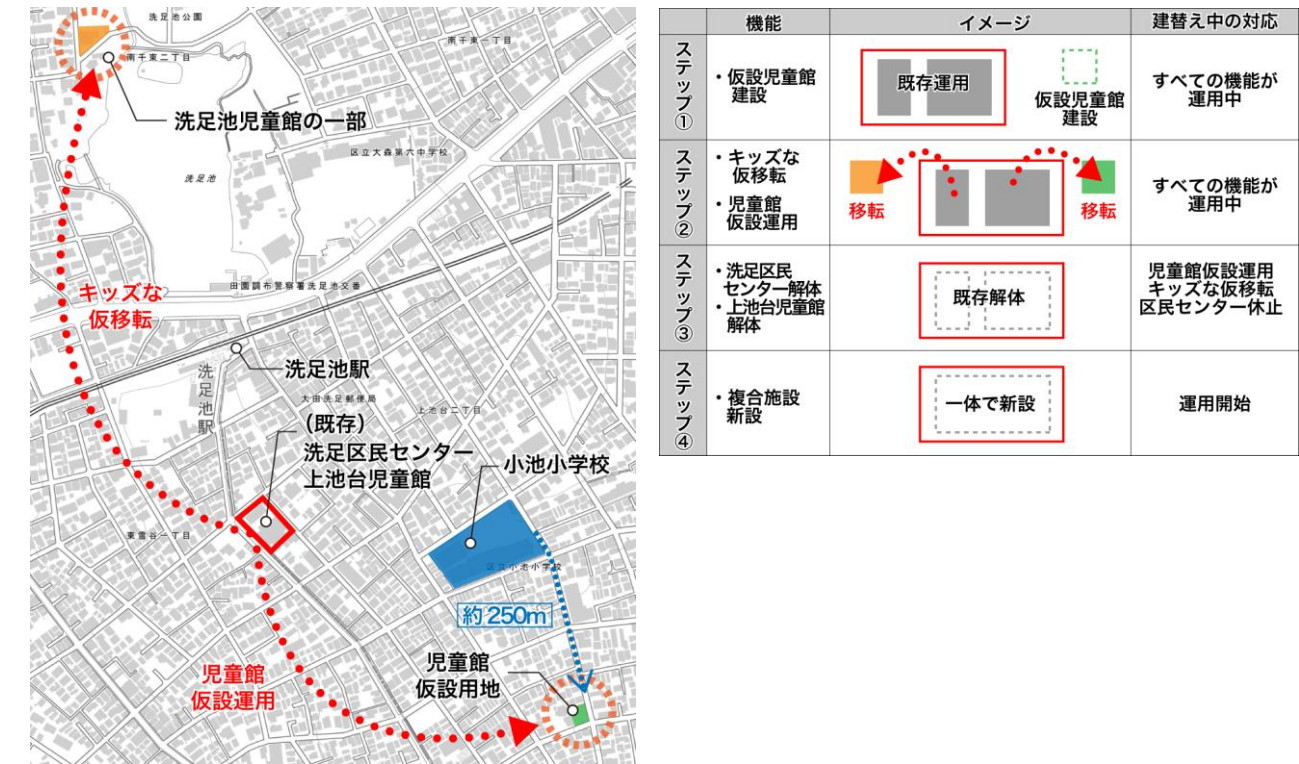
工事	工事期間（想定）					
仮設児童館設置 （仮設用地）	6か月					
既存解体 （本敷地）	8か月					
複合施設新設 （本敷地）	20か月					
仮設児童館撤去 （仮設用地）	4か月					

5-2. 建替え期間中の運用について

基本構想で定めた「代替地における仮設運用」については、「こども機能」を対象とし以下の通りとします。

- ・児童館（学童保育事業含む）→三本松公園拡張用地の一部
- ・子ども家庭支援センターキッズな→洗足池児童館の一部

なお区民センター（集会室・体育館・ゆうゆうくらぶ）の運用は建替え期間中は休止します。



6. 今後のスケジュール

現在想定している今後のスケジュール案は以下の通りで、令和7年度末に基本設計、令和8年度に実施設計を行い、令和9年度から解体工事着手予定です。

解体工事完了後、区民センター・児童館・キッズな・シニアステーション機能が一体となった複合施設を新設します。既存施設のゆうゆうくらの機能はシニアステーションに引き継ぎます。

なお、令和8年度末に区民センターの指定管理契約期間が満了するため、それ以降に解体工事に着手することを想定していますが、工事期間については、今後の設計業務の中で詳細を検討していきます。

【年度】								
	令和5	令和6	令和7	令和8	令和9	令和10	令和11	令和12
全体計画	基本構想策定	基本計画	基本・実施設計		解体・建築工事			
			仮設先設計・工事					
	〇庁内検討	〇庁内検討	★（予定）住民説明会					
	指定管理契約期間							